

令和4年第4回定例会

一宮町議会会議録

令和4年12月13開会

令和4年12月13閉会

一宮町議会

令和4年第4回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（12月13日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
表彰伝達式	3
開会の宣告	4
開議の宣告	4
議会運営委員会委員長の報告	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長の行政報告	5
一般質問	12
篠瀬寛樹君	12
大橋照雄君	20
川城茂樹君	39
畑場博敏君	43
小林正満君	53
宇佐美信幸君	58
藤井幸恵君	64
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	73
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	79

議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	85
同意案第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
同意案第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	88
閉会の宣告	88
署名議員	91

第 4 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

12 月 13 日 （ 火 ）

令和4年第4回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和4年12月13日招集の第4回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	篠	瀬	寛	樹	2番	宇	佐	美	信	幸
3番	藤	井	幸	恵	4番	川	城	茂	樹	
5番	大	橋	照	雄	6番	小	林	正	満	
7番	鶴	沢	一	男	8番	小	安	博	之	
9番	袴	田		忍	10番	吉	野	繁	徳	
11番	森		佐	衛	12番	舩	場	博	敏	
13番	小	関	義	明	14番	鶴	沢	清	永	

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬	淵	昌	也	副町長	大	場	雅	彦	
会計課長	秦		和	範	教育長	竹	之	内	達	生
総務課長	諸	岡		昇	企画広報課長	渡	邊	高	明	
税務課長	目	良	正	巳	住民課長	鎗	田	浩	司	
福祉健康課長	森		常	磨	都市環境課長	高	田		亮	
産業観光課長	田	中	一	郎	子育て支援課	小	柳		薫	
教育課長	渡	邊	浩	二						

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	御	園	明	裕	書記	関	谷	智	香	子
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---	---

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の行政報告

日程第五	一般質問		
日程第六	議案第 1 号	一宮町印鑑条例及び一宮町手数料徴収条例の一部を改正する 条例の制定について	
日程第七	議案第 2 号	職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	
日程第八	議案第 3 号	一宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について	
日程第九	議案第 4 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の 整備に関する条例の制定について	
日程第十	議案第 5 号	令和 4 年度一宮町一般会計補正予算（第 4 次）議定について	
日程第十一	議案第 6 号	令和 4 年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 次）議定について	
日程第十二	同意案第 1 号	一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについ て	
日程第十三	同意案第 2 号	一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求め ることについて	

◎表彰伝達式

○議長（鶴沢清永君） 皆さん、おはようございます。

年末の大変お忙しい中、早朝よりご参集いただき、誠にご苦労さまです。日増しに寒さが厳しくなっただけでまいりましたので、皆さん体調管理には十分ご注意ください。

それでは、会議に入る前に皆さんにお知らせいたします。

去る10月24日に、総務大臣より、町村議会議員としての35年以上にわたる地方自治発展の功績が認められ、森 佐衛君が総務大臣感謝状の表彰を受けました。よって、これから表彰の伝達式を執り行います。

感謝状。

千葉県一宮町、森 佐衛殿。

あなたは35年以上の永きにわたり町議会議員として地方自治の振興、発展に寄与され住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに顕著であります。よってここに深く感謝の意を表します。

令和4年10月24日、総務大臣、寺田 稔。（拍手）

○11番（森 佐衛君） このたびの受賞、大変光栄に存じます。

私、10月24日の授与式に東京に出向いてまいりました。37年目に入りますが、この間、現在の馬淵町長含め5人の町長とお付き合いをさせていただきました。その間、いろいろありますが、3点ほど心に残ることを簡単に申し上げたいと存じます。

1点目は、長生区域の合併でございますが、合併できませんでしたが、町長と一緒に、頻りに茂原市役所で会議に臨みました。2点目は町長選挙で、1票差の町長選挙がございまして、私、責任者を務めておりまして、選挙の終了後も大変な日々が続きました。3点目は、2度目の議長のときに庁舎の建設でございます。

いろいろありましたが、これからも正々堂々と邁進してまいる所存でございますので、今後ともよろしく願いいたします。ありがとうございました。（拍手）

○議長（鶴沢清永君） このたびは誠におめでとうございませう。最後に皆さん、いま一度大きな拍手をお願いいたします。（拍手）

以上で表彰伝達式を終わります。

開会 午前 9時08分

◎開会の宣告

- 議長（鶴沢清永君） それでは、ただいまから令和4年第4回一宮町議会定例会を開会いたします。
-

◎開議の宣告

- 議長（鶴沢清永君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議会運営委員会委員長の報告

- 議長（鶴沢清永君） 日程に入る前に、議会運営委員長より、本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、10番、吉野繁徳君。

- 議会運営委員長（吉野繁徳君） 吉野です。会期について、議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の行政報告をはじめとして、条例の一部改正4件、補正予算2件のほか、人事案件が2件でございます。

また、一般質問は7名の議員から提出されております。

以上勘案いたしまして、会期については本日1日としたいと思います。

以上で報告終わります。

- 議長（鶴沢清永君） どうもご苦労さまでした。
-

◎議事日程の報告

- 議長（鶴沢清永君） 本日の議会日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鶴沢清永君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則124条の規定により、議長において指名いたします。

5番、大橋照雄君、6番、小林正満君、以上兩名にお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（鵜沢清永君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員会の答申どおり、本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（鵜沢清永君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、一宮聖苑組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。これをもってご了承願います。

◎町長の行政報告

○議長（鵜沢清永君） 日程第4、町長の行政報告を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり行政報告を行いたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和4年第4回一宮町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本定例会では、条例の制定案や補正予算案など、合計8件の案件をご審議いただきますが、開会に先立ちまして町政運営の概況をご報告申し上げます。

初めに、総務課所管の業務についてであります。

さきの10月2日日曜日に、本格的な訓練としては3年ぶりとなる津波避難訓練を実施いたしました。この訓練では、町民の皆様が避難の経路や避難の所要時間を確認することで、適切な避難を行えるようにすることを目的とし、消防団や自主防災会、地元区、アマチュア無

線クラブ、津波避難施設の方々など多くのご協力を得て856名の町民の方にご参加いただきました。

訓練にご協力をいただきました関係者の皆様、そしてご参加いただきました町民の皆様には改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。今後につきましても、町民の皆様の防災に対する意識の高揚が図れるよう努めてまいります。

また、災害時における物資の保管等に関する協定を株式会社ミューチュアル・エイド・セオリーと千葉県内で初めて締結いたしました。この協定によって、災害発生後の混乱する72時間で1人が生きるのに必要となる救援物資を1箱に梱包したG72ボックスが町に配備されます。G72ボックスは民間企業、団体の協賛により自治体に備蓄される仕組みで、今後、人口の10%である約1,200箱を目標とし、供給されることが期待されます。

次に、国で進めておりますマイナポイント事業についてです。マイナンバーカードを取得することによって得られるマイナポイントは、現在のところ、マイナンバーカードの取得申請を12月までにした方とされており、マイナンバーカードの取得申請については住民課で受け付けており、カード取得後のマイナポイント申込手続については総務課でサポートをしておりますので、お困りの際はご相談をお願いいたします。

続きまして、企画広報課所管の業務についてであります。

まず、オリンピックの思い出（心のレガシー）をつくることを目的としたメモリアルアート事業ですが、町内5校の絵画を11月26日に、ステラ釣ヶ崎東側壁面に装飾をいたしました。本事業は一般社団法人千葉県塗装工業会のご協力により、各学校での塗装指導をはじめ、施設壁面への絵画の設置、また、釣ヶ崎海岸の清掃を総勢22名の皆様がボランティアで行っていただきました。

一般社団法人千葉県塗装工業会の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、子供さん方の貴重な作品をしっかりと保存してまいりたく存じます。皆様におかれましては、ぜひステラ釣ヶ崎でご覧いただけますようお願いを申し上げます。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてであります。

初めに、新型コロナウイルス感染症の関係です。

本年9月26日、全国一律に新規感染者の全数把握が見直され、以降、市町村別での新規感染者数は把握ができなくなりました。しかしながら、千葉県全体での現状を見ると、新規感染者数は増加傾向であり、重ねて今後は季節性インフルエンザの流行も懸念されるため、決して油断することができない状況となっております。

こうした中、11月24日には長生郡市7市町村を代表し、長生郡町村会長である長南町長と共に千葉県庁を訪問し、新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書を提出してまいりました。内容は、医療資源の乏しい長生地域の現状に鑑みたものであり、今後の感染拡大期においてPCR等の検査を求める患者が医療機関に集中し、その他の診療に悪影響を及ぼす、いわゆる医療崩壊が起きないように、県による検査サポート体制のさらなる強化を求めたものです。

当日ご対応いただいた県の健康福祉部長からは、要望内容をしっかり受け止め、検討の上、対応していきたいとの回答を頂戴したところであります。町民の皆様には引き続き気を緩めることなく、換気や手指消毒の徹底、場面に応じたマスクの着用など、基本的な感染症対策についてご理解とご協力をお願い申し上げます。

一方、新型コロナワクチン接種事業につきましては、11月末の時点で5歳以上の対象者のうち82.2%に当たる9,795名の皆様が1回以上の接種を済まされました。現在は12歳以上の方へのオミクロン株対応二価ワクチンによる追加接種をはじめ、0歳6か月から11歳までのお子様への接種、さらにはこれまでに何らかの事情で接種機会を逃された方への初回接種、1、2回目についても接種を進めています。接種をご希望される場合やご不明な点がございましたら、お気軽に役場へご相談くださいませ。

次に、福祉事業の関係です。

電力、ガス、食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯当たり現金5万円を支給する臨時特別給付金事業につきましては、11月22日から令和4年度住民税均等割の非課税世帯に対するご案内を開始いたしました。さらに、今後は家計急変世帯についても本給付金のご案内を開始いたします。いずれも令和5年1月末日が申請期限となりますので、対象世帯の皆様が受給機会を逃すことがないように、適切な対応に努めてまいります。

次に、コロナ禍においてはもとより、原油価格や物価が高騰する非常に厳しい状況下においても、質の高いサービスを継続して提供することが求められる医療、障害福祉、介護の各分野の事業所に対する支援金事業ではありますが、対象事業所へのご案内を全て終え、現在は年内に支援金を交付することができるよう事務作業を進めているところであります。

次に、健康事業の関係であります。

各種検診事業につきましては、感染症対策を徹底した上で実施しており、今年度予定していた成人が対象となる各種集団検診事業につきましては、全て終了することができました。

引き続き新型コロナウイルスの感染状況等を見極めながら、町民の皆様の健康増進に向けた取組に努めてまいります。

最後に、介護保険事業の関係であります。

令和6年度から令和8年度までを計画期間とする第9期介護保険事業計画の策定に向けた基礎調査として、今般、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務及び在宅介護実態調査業務に着手いたしました。これらの業務では、地域の抱える課題を特定すること等を目的に、無作為抽出した町民の皆様にアンケート調査を実施いたします。今後、調査票が届いた皆様におかれましては、調査に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、子育て支援課所管の業務についてでございます。

国の地方創生臨時交付金を活用した物価高騰の影響を受ける子育て世帯に対して、児童1名当たり1万円を支給する子育て世帯応援給付金事業については、11月11日に支給対象となる1,089世帯1,838名の方に通知しており、そのうちプッシュ型の支給対象者である765世帯1,379名につきましては、12月5日に支給をいたしました。また、申請が必要となる対象者につきましては、現在受付をしており、支給についても早急に進めてまいります。

続きまして、保育所関係ですが、町内保育所、認定こども園の令和5年度入所・入園申込受付が11月18日で終了となりました。申込状況は町内4か所の保育部全体の定員が380人のところ332人の申込みがありました。しかし、入所希望施設及び年齢別のクラスによっては定員超過となっているため、この後入所調整を行い、1月下旬に申込者に結果を通知する予定であります。

次に、学童保育ですが、令和5年度の入所申込受付が11月18日に終了となり、昨年度より6人多い166人からの申込みがありました。今後、審査、調整を行い1月下旬までに申込者に結果を通知する予定であります。

続きまして、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業関係についてであります。新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、米の消費が減少し、米価下落の影響を受けた主食用米作付農家114件に対し、水稻経営継続支援金として約940万円を、原油価格高騰の影響を受けている施設園芸農家64件に対しては、燃料価格高騰対策支援金として約300万円を支給いたしました。

また、コロナ禍に加え世界情勢等に伴う生産資材の高騰により影響を受けている農家に対し、こちらも地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰等総合緊急対策支援金の交付申請を11月から開始し、11月29日現在、76件の方へ支給いたしました。引き続き来年1月末まで支援

金申請の周知を図ってまいります。

次に、農業用として使用済みとなった育苗箱等について、先月8日、9日の2日間にかけて町で初めての回収を行いました。農業用廃棄物の適切な処理を個別に実施することが困難であったため、農家で保管されていた3万4,000箱を無料で回収し、環境保全と農業経営の負担軽減を図ることができました。今後も環境保全の観点から継続して実施することを検討してまいります。

また、県内の降ひょう被害を受け、気象災害に強い果樹産地づくりを推進するために新設された果樹産地支援事業を活用し、多目的防災網の整備を支援いたしたく、今回補正予算を上程いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

続きまして、商工関係です。

昨今の物価・エネルギー価格高騰の影響を受けている地域住民の皆様の生活を支援するため、1人3,000円のいちのみや地域応援券を発行し、現在、簡易書留で世帯ごとに配布しております。使用期限は来年2月20日までとなっておりますが、既に販売しているプレミアム付商品券と併せて、引き続き利用促進に向け周知活動に努めてまいります。

次に、観光関係です。

9月18日、第9回九十九里トライアスロン大会が実施されました。今回も新型コロナウイルス感染症対策を講じ、九十九里有料道路内及び一宮海岸周辺を会場とし、レースを行いました。しかし、台風14号の接近に伴い天候が急変したため、競技を一時中断。その後、選手及び関係者の安全を確保するのが困難と判断し、13時20分をもって全ての競技を中止いたしました。

なお、今回は1,271名の参加をいただき、昨年同様参加者に対し町内加盟店で利用できる1,000円クーポン券を配付したところ、473名の利用があり、改めてこの大会がもたらす経済効果を実感いたしました。

今回もコロナ禍での大会となりましたが、感染症対策につきまして万全を期して臨んだ結果、今年度もレース後に参加者からの感染報告はありませんでした。全国各地で大会が中止となっていることもあり、参加者からは本地域に対して多くの感謝の声をいただきました。大会実行委員会では、今後も町民及び全国の参加者に愛される大会になるよう努めてまいります。

続きまして、都市環境課所管の業務についてであります。

まず、建設関係です。

今年度予定していました新設改良工事、道路維持工事につきましては、全ての発注が完了しております。また、交付金事業で進めております町道1-7号線、通称天道跨線橋通りの道路改良事業は用地買収がおおむね完了し、第2工区の工事に着手いたしました。

次に、環境関係です。

上半期の町による不法投棄物の主な回収状況ですが、テレビ3台、洗濯機2台、プラスチック3立方メートル等であり、昨年度同時期と比べますと、不法投棄物処理費はほぼ同額でした。今後も不法投棄監視員や関係機関と連携を図り、不法投棄防止のために不法投棄監視のパトロールをさらに強化してまいります。

次に、有害鳥獣についてです。

4月からイノシシ17頭、キョン8頭、アライグマ33頭、ハクビシン2頭、タヌキ5頭を捕獲いたしました。今後も農作物を守るため、頻繁に出没する場所へ箱わなを設置し、捕獲に努めてまいります。

次に、都市整備関係です。

ストックマネジメント計画に基づく国庫補助事業を活用した長期大規模改修事業の3年目を迎えた中央ポンプ場につきましては、来年1月に消防用設備の更新工事が完了します。千葉県下水道公社との委託協定に基づく耐水化実施設計業務、ポンプ長寿命化実施設計業務、その他町発注の耐震診断の実施、浸水想定区域図の作成、管路施設のストックマネジメント計画策定の各種業務は来年3月の完成予定となっております。

なお、下水道公社への委託事業のうち、監視制御設備の更新工事につきましては、予定していた機器の価格高騰により仕様の変更があり、この影響で予定工期が令和5年7月まで延長されることに伴い、年度内に事業完了が困難なことから翌年度へ繰り越し、実施いたします。今後も町民のさらなる安心・安全な生活に資する中央ポンプ場施設の機能確保を図ってまいります。

続いて、教育課所管業務についてであります。

まず、学校教育関係についてです。

小中学校の行事では、一宮小学校は9月、東浪見小学校は11月に修学旅行が実施され、天候にも恵まれ、両校とも計画どおり行程を終えることができました。

中学校では10月にやまゆり祭が開催され、2年ぶりの合唱コンクール実施となりました。各学年ともに練習の成果が十分に発揮され、中学校の体育館にすばらしい歌声が響きわたりました。

一宮小学校では、11月に千葉県造形教育研究発表大会が開催され、「かかわる・つながる・つくりだす」を研究主題に、1学年、4学年、5学年を対象に造形遊びや工作を題材とした公開授業を展開しました。大会当日は県内より約100名の教育関係者が参加し、充実した研究大会となりました。

次に、物価高騰対策についてです。

現在、給食食材物価高騰対策支援として、学校給食の食材費高騰部分に1食当たり30円の支援を行っております。また、新ステージステップアップ応援事業として、新入学など新たなステージで必要となる制服等の購入費用を支援するため、対象者に1万円を交付するための準備を進めております。

次に、中学校屋上防水工事についてです。

設計業務が9月に完了し、11月初旬より本工事に着手いたしました。工事完了は来年2月の予定です。引き続き児童・生徒が安心して学習に取り組める学校施設の整備を推進してまいります。

続きまして、社会教育関係です。

秋の恒例行事、総合文化祭を3年ぶりに開催いたしました。新型コロナウイルス感染症の影響で全体的に規模は縮小いたしましたが、久々の文化の祭典に参加者の熱意が感じられました。

10月30日には芸能音楽祭を行い、参加団体と観客約250人が歌や踊り、吹奏楽の演奏を楽しみました。

また、11月5日、6日の文化祭では680点の作品が展示され、2日間で約380人が来場いたしました。絵画や陶芸、工芸、手芸など様々な芸術に触れる機会となりました。

続いて、11月13日には、いすみ市、一宮町、睦沢町の共催で、郷土の偉人、上総広常のシンポジウムが大原文化センターを会場に開催され、県内外から定員を超える345人が参加いたしました。一宮町では「上総広常とその時代」と題した冊子を作成し、会場で販売を行い好評を得ました。

なお、こちらにつきましては公民館で現在も販売しております。

次に、今年度の成人式については「20歳の祝典」と題して、20歳を迎える方を対象に、令和5年1月8日にGSSセンターで開催する予定です。参加者に抗原検査キットを配付し、感染対策を十分に行って実施いたします。

最後に、文化財関係です。

10月16日に第1回一宮町史編さん委員会を行いました。委員長と副委員長を選出し、新しい町史の名称を「新編一宮町史」とすることなどを決定いたしました。今後は編さん方針と計画に沿って、本格的な編さん作業に着手していきます。

終わりに、この定例会に条例改正案4件、補正予算案2件、同意案2件を提案させていただきましたので、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（鶴沢清永君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従い、これを許します。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

◇ 篠 瀬 寛 樹 君

○議長（鶴沢清永君） それでは、通告順に従い、1番、篠瀬寛樹君の一般質問を行います。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 1番、篠瀬寛樹です。初めての一般質問になりますので、どうぞよろしくをお願いします。

私は4点質問がございますが、1点ずつ分けさせて質問させていただいてもよろしいでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） どうぞ。

○1番（篠瀬寛樹君） では、1点目になります。

防犯灯の設置状況について質問させていただきます。

通学路が一宮町は暗いなどの町民からの声が多数上がっています。防犯灯の増設については、平成30年の第4回定例議会にて質問されており、当時の答弁では、要綱基準に適合すれば増設は可能としております。その後に防犯灯が増えた実感があまりないのですが、令和元年度からの増設状況を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、ただいまの防犯灯についてのご質問にお答えさせていただきます。

町では防犯灯を新たに設置する場合、一宮町防犯灯設置要綱に基づき、毎年各区長及び自治会長を通して要望をいただき、予算の範囲内で優先度の高いものから設置を行っております。

ご質問では増えた実感がないとのことですが、防犯灯の設置基数は平成30年4月に1,736基であったものが、本年4月には1,811基となり75基が増設されております。各年にしますと平均20基弱が毎年設置されている状況でございます。

説明につきましては以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 再質問になります。

この一宮町防犯灯設置要綱では、第3条に、防犯灯の新設を申請できる者は区長とするとあります。私自身そのことを知らずに、一宮町などが見回りをして適宜増やしているのかと思っておりました。区長には説明していると伺っていますが、その先の町民の方々への周知の状況を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

答弁をお願いします。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） ただいまの再質問にお答えさせていただきます。

ご質問のとおり防犯灯の設置基準や手続につきましては、毎年行われております新年度区長会時に説明をして要望の取りまとめをお願いしておりますが、町民の皆様にはお知らせをしておらず、お問合せをいただいた際にその都度ご説明をさせていただいている状況でございます。今後は広報などでの周知も検討させていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

1 番、篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） 現在の町の財政状況や電気代等の高騰によりランニングコストの増加などがあり、年間約20個と多く増設できない状況は理解できます。ですが、防犯灯の一番の必要箇所は通学路であり、通学路などでは日没から21時頃まででも明るければよいのではないかと考えます。

そこで、ソーラーの充電式や時間指定のできる機器などでの対応や、ランニングコストの低減は考えているのかをお伺いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 再々質問が終わりました。

答弁伺います。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 維持管理の高騰による経費削減に向けたご提案、ありがとうございます。

町が設置している防犯灯の電気料金は定額制と従量制を比較し、最も安価で有利な定額制を利用しておりますので、タイマー式による時間消灯を導入しましても経費の削減にはつながらないところでございます。

また、ソーラー充電式のものにつきましては、電線がない場所でも独立して設置が可能であったり、停電の影響を受けないなど利点も多数挙げられますが、現時点においてはバッテリー寿命や導入コストを考慮しますと、現行方式に利があると考えられます。

しかし、近年の技術革新には目をみはるものがありますので、今後ともよりよい方法がないか注視し、経費の削減について検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁終わりました。

篠瀬寛樹君、次の質問お願いいたします

篠瀬寛樹君。

○1 番（篠瀬寛樹君） すみません、次にいく前にちょっと要望になるんですが、答弁ありました町民への周知と通学路の安全に配慮した防犯灯設置を今後ともよろしく願います。

また、役場から海へ向かう停車場線などはソーラー式の防犯灯を設置しております。これは100%県の補助金を活用して設置されました。今後とも防犯灯に関連した補助金等がありましたら、ぜひとも手を挙げていただくとともに、補助金の動向の注視と情報収集や関連補助金への提案のほうをよろしく願います。

続きまして、2点目になります。

多目的に利用できる公園の新設について質問いたします。

現在、一宮町の子育て世代などは茂原市や近隣町村の公園に遊びに行っている現状です。私もそうです。睦沢町では現在、防災機能を含めた総合運動公園を建設中で、大多喜町でもお城の森公園、通称おたつきーパークができ、連日子供たちでにぎわっております。

一宮町には子育て世代が遊びに行きたいと思う公園や防災機能のある防災公園がありません。今後の設置予定を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、篠瀬議員の公園の設置予定に関するご質問にお答えします。

本年4月に策定されました第2期一宮町まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、重点戦略の基本目標、防災拠点を備えたまちづくり拠点プロジェクトの具体的な取組策として、地域住民が集う活動拠点の機能や九十九里地域を代表する観光拠点の機能のほか、津波などの災害時の一時避難所の機能も併せ持つ拠点施設として、道の駅的な施設の設置に向けた検討を行うと目標を掲げております。

今後、この拠点施設としての具体的な事業展開の可能性について進めていく中で、ご質問にございました施設整備についても、町民の皆様のニーズや近隣の施設も参考にしながら議論してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 道の駅の機運、期待、これは一宮町の中で高まってきております。現在は保安林解除の動きまで来ていると聞いております。今後の予定として、令和何年度までの建築工事の着手を目指しているのかを伺います。

また、町内の子育て世代や子供たち、町外から訪れる子供連れのサーファーなどが、一宮町での実際の過ごし方として不便を来しているとの声を多く聞きます。答弁ありました道の駅に公園機能を持たせるニーズの把握、これはどのように行うのかを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、ただいまの篠瀬議員の再質問にお答えします。

道の駅の建築工事の着手時期については未定ではございますが、設置については町の公共施設計画に照らし合わせ、優先順位と町の財政状況をしっかりと見極めた上で、できる限り前向きに可能性を模索しております。

また、道の駅に公園機能を持たせるニーズの把握につきましては、来年度に小学生以下の子供がいる保護者に対して、子育て支援に関するニーズ調査を予定しておりますので、その中で公園に関するご意見やご提案について参考にしてまいります。

また、併せまして小学校の6年生児童が総合学習の中でどんな公園が欲しいかなどのアンケートを実施したと聞いておりますので、子供たちの声も参考にしまして公園のニーズを把握していきたいと考えております。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はございますか。

篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 最後に提案と要望になります。

現在、道の駅は千葉県内でも数多く存在し、独自性を出していかなければ活気は続きません。そのためにも、今後建築を進めていく道の駅には町の観光拠点としての機能、高齢者が他者と集い、生きがいを感じることができるコミュニティとしての機能、そして何より地域の子育ての支援の拠点としての機能が必要だと考えます。

そのためには防災機能を含んだ公園が必ず必要です。大多喜町のおたつきーパークは独自性を出すために、ふるさと納税5,000万円を使い公園を造られました。一宮町でも町民のニーズと収益性のバランスを取ってもらい、一日でも早く建築工事に着手できるように要望いたします。

また、答弁ありました小学校6年生のアンケートについて、まとめた結果があるようであれば資料の提出のほうをよろしく申し上げます。

続きまして3点目になります。

ごみ集積所について質問いたします。

一宮町では、海岸を中心に民泊や飲食店、別荘などが増え、本来であれば事業ごみとして処分されなくてはいけないものや、分別や指定袋にすら入っていないルール違反のごみが一般ごみの集積所に散乱しています。違反事業者や利用者への対応はどうなっているのかを伺います。

また、別荘などを利用して土日を一宮町で過ごす方々が増えております。そのような方々が土日の帰るときにごみを出してから帰ることが多く、集積日までにカラスや猫などにごみを荒らされ散らかっている現状が多々あります。可燃ごみの回収日を現行の火、木、土から月、水、金に変えることにより、1日でも早く回収ができ、荒らされる可能性が低くなると考えます。そのような考えはあるのかを伺います。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、1つ目のご質問ですけれども、篠瀬議員のご指摘のとおり、事業系ごみは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定めておりまして、一般のごみ集積所に出すことはできません。

違反ごみと思われるものには長生郡市広域市町村圏組合にて収集しない旨のシールを貼り、自らの回収を促していますが、最終的には町で回収し、処理場に搬入しているのが現状でございます。今後、事業系ごみの取扱いについて、事業者への周知を図るための広報等を検討してまいります。

また、ルール違反のごみも事業系ごみと同じ対応を取っており、こちらもルールを守るよう周知徹底を図ってまいります。

2つ目のご質問、可燃ごみの回収は長生郡市広域市町村圏組合で行っているところですが、篠瀬議員の収集日を変えるというご提案につきましては新しい発想でありますので、今後可能性について組合に相談してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

1番、篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 再質問させていただきます。

現在、一宮町では平成27年に施行された一宮町空き缶等の散乱及びポイ捨て防止に関する条例という条例があります。この条例では、ポイ捨ての禁止や違反者への罰則、罰金も示してあります。ポイ捨てに条例があるのに、このごみ問題には条例がつかれないのかと私は思っております。

そこで2点質問があるのですが、1点目、事業者やルール違反者への罰金などの条例は制定できないのかを伺います。

2点目として、せっかくいい条例がありますので、ごみ集積所などの適用を含めた規定上乘せはできないのかを伺います。

また、答弁ありました事業者、ルール違反者への周知徹底を図っていくとの答弁をいただきましたが、具体的な方法を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 再質問の1つ目と2つ目でございますが、現在ある条例への規制の上乗せ、罰金などを科す条例の制定に関しましては、今後他の自治体の状況などを確認しながら勉強してまいりたいと思います。

最後にありました具体的な方法ということですが、集積所に事業系ごみの取扱いなどの注意喚起の看板を設置いたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 提案と要望になります。

まずは看板を設置いただけるとの答弁いただきましたので、各区長への周知のほうをよろしく願います。また、看板を設置したことによる効果の検証も今後行っていただければと思いますので、よろしく願います。

それと、ごみの集積所は各地区の区長や班長などが清掃を行って維持管理をしています。管理の負担は大きく、ルール違反者などへの注意喚起はトラブルの懸念もあり、なかなかできていない現状です。条例などがあれば大きな後ろ楯となり、今後の負担の低減につながっていきますので、どうぞよろしく願います。

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

○1番（篠瀬寛樹君） 4点目になります。

騒音トラブルについて、その対応と対策について質問いたします。

現在、民泊や飲食店、別荘などが増え、朝方までバーベキューや音楽を流して騒いでいる場面がかなり増え、近隣住民とのトラブルになっているケースも多々あります。町として事業者や当事者への対応はどのように行っているのかをお伺いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、篠瀬議員のご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、近年民泊・宿泊施設、飲食店、別荘が増えておりまして、町への問合せも来ております。

当町では現在、当事者へ近隣住民からの声ということで通知し、改善を促すとともに、改善が見られない場合は直接訪問し、改善をお願いしているところでございます。地元の方のご協力をいただき、協議に同席いただき改善をお願いしたようなケースもございました。今後も同様の対応になるかと思いますが、トラブル解消に当たってまいります。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 再質問させていただきます。

一宮町では、住環境の変化に対応した対策が必要だと考えます。トラブルの大半は夜が大半のため、町民は泣き寝入りしている現状です。

答弁ありました事後の対応は行っているとありましたが、苦情が入ったときにすぐ対応できる体制や制度づくりの強化も行うべきであり、京都市では民泊新法の施行前の2018年にいち早く、営業時間中は原則民泊施設かおおむね10分以内に駆けつけられる範囲に管理者を置くことを義務づけるなどを入れたトラブル防止のための条例を施行しています。一宮町でもそのような先行事例などを参考にして取り入れるべきだと思っておりますが、見解を伺います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） それでは、再質問にお答えいたします。

いわゆる民泊は住宅宿泊事業法第3条に基づき、都道府県知事または保健所を設置する市、京都市についてはこれに該当いたします、への届出制になっております。また、法第10条では事業者の周辺地域からの苦情等への対応について明記されております。今後は民泊に関するトラブルについては県への連絡等を密に行い、トラブル防止に努めてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

篠瀬寛樹君。

○1番（篠瀬寛樹君） 最後に要望と提案になります。

民泊寄りの話になってしまいましたが、ほかにも飲食店や事業所、別荘などでも同様のトラブルが起きているのも把握していただき、すぐに連絡できるよう連絡先の把握や、一度でも苦情やトラブルがあった事業者等への注意喚起のできる体制の構築、それでも聞かなかったときの対処方法の共有などを望んでおります。また、一宮町独自の迷惑防止条例のようなルールの整備が急務だと考えます。

一宮町は同じ長生郡を見ても、いい意味でも悪い意味でもまるで違う町並みになってきております。独自性を出してよりよいまちづくりのほうを、今後ともどうぞよろしく願います。

以上で質問を終わります。

○議長（鶴沢清永君） 以上で、篠瀬寛樹君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間経過いたしますので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は10時15分の予定です。

休憩 午前 9時57分

再開 午前10時15分

○議長（鶴沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 大橋照雄君

○議長（鶴沢清永君） 次に、5番、大橋照雄君の一般質問を行います。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 5番、大橋です。

では、私も大きな題目で4つ質問があります。一つずつやっていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、1番目、これ町長じゃないと答えられないと思いますので、町長にぜひお願いしたいのですが、題名が持続可能なまちづくりについてということで質問します。

これは、ある一宮町の事業経営者の方から、このまま一宮町は推移していくと立ち行かなくなるぞという一言をいただきまして、私も常々思っていたので、これはいけないと思いついて、今回、質問をさせていただくことになりました。

その内容なんですが、町長は、一宮町を合併しない町に導きました。自主財源確保を掲げ、町長になりました。具体的な自主財源確保の政策に一宮リアライズがありましたが、これを放棄しました。

合併しないまちづくりには、財源確保が最重要施策と私は思っております。リアライズなき後の自主財源確保に関する具体的な施策、その方法、いつまでにどれぐらいの金額になるかをお答えいただきたい。それでお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の自主財源確保に対する私の考え、見通しについてのご質問にお答えを申し上げます。

自主財源の確保は、おっしゃるとおり、町の持続・発展のために最も必要なことだと考えております。その際、自主財源の種類としては、やはり町税が主軸になると考えます。

一宮町の状況を考えますと、大規模な製造業や運送業などの生産、あるいは流通の基地の立地というものは望めない状態だと考えます。現代の基準に合致した広大な工場や流通センターの用地を提供することが、我が町では不可能事であるからであります。したがって、巨大産業の経済力に依存して、固定資産税ほかで町の収入増を展望するというのは、現実にはあり得ない選択であると考えべきだと思います。

そこで、町内の住民の皆様から頂戴する住民税や固定資産税、あるいは軽自動車税などの増加というものが私どもにとって現実的な増収の選択となります。いずれも、個々の住民の皆様が経済活動が活発化することによって、結果的に町の増収につながるということであり、

町を取組としては、これまでも申し上げてきたことですが、移住促進政策を継続し、各種の宣伝活動を充実させて、催物の開催、あるいは商品券の販売、あるいは配布の事業実施など、そうした経済的刺激策を行うことで、新たな住民の方々の移住を促し、また町内の事業者の皆様の収入増を行っていく、そういうことになると思います。それが軸になると思います。

あわせて、町民の皆様への納税のお願いなど、収納率を上げるための努力は現在も行っておりますけれども、これを今後も精いっぱい続けていきたいと考えます。

現在、事業化までは至っておりませんが、先ほど、篠瀬議員のご質問でも頂戴いたしました。釣ヶ崎のオリンピック会場付近に、地元産品を中心とした経済活動の拠点を一時避難場所と併せて築く件については、鋭意検討を重ねているところであります。これは、開設まで至れば、地元経済に大きく資するところとなり、ひいては、徴税増加にもつながるものだと考えております。

残念ながら、ご質問のいつまでに幾ら増加させるということについては、変動要因が多く、また行政が行えることは間接的な刺激策であると、それに尽きるということから、なかなか申し上げるのが難しいと考えるところであります。

一つ一つの小さな努力を重ね続けること、小さな成果を積み重ね続けること、これが最も重要であると私は考えております。

あわせて、ふるさと納税について申し上げます。これは、直接の寄附を幅広い方々から頂戴できる制度であります。町としては、収入確保のルートとして大変ありがたい回路ではありますが、一方で、安定性が欠けることがあります。そこで、これはあくまで頂戴できれば幸いであると、そうした財源として捉えながら、その増加に精いっぱい努力をしていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

ただいまの町長の答弁を伺ったところによって、要所をつまみ出してみますと、まず企業誘致は無理であろうと。それから、住民の経済活動の活発化で増収を図ると。新たな住民の移住も促すと。それから、釣ヶ崎近辺に道の駅的な拠点を築く構想はありますよと。それか

ら、町が直接収益するような事業はできないので、刺激的な、間接的な政策しかできないと。それから、いつまでに幾ら増加させるかは言えませんと。ふるさと納税の方法はありますが、頂けたら幸いだなというような財源で、安定的な財源じゃないのであまり当てにしないような取組をすることになるかなと、そういうような形に聞こえました。

それで、まず企業誘致なんですけど、これ1期目の町長の選挙のツールにありまして、これがいつの間にか用地が確保できないのでこれは無理だと、そういうことをおっしゃるようになりました。そして、総合していきますと、町としては、何も具体的な行動は取らない、そういうふうにも取れます。

そして、一宮リアライズで失敗しました移住促進の事業なんですけど、これまたやって、前の検証等をやらなければうまく運営できないんじゃないか、そういう私は危惧をしております。

このリアライズに関しては、非常に問題が山積しておりまして、また、町民に丁寧な説明をしていない。そういう説明責任をしていないので、これは引き続き問題を抱えておると思いますので、私もいろいろな方々と、町民の方々や、あるいは国会議員の方と協力しながら、このたび会計検査院の方と面談をする機会が今月中にできそうなので、またその報告は、議会等で報告したいと思います。

そして、いつまでに幾らということをお答えられないということは、これは計画が要するにないというふうに、私の歩んできた社会においては常識となります。そして、直接歳入の事業は、行政はできないということをおっしゃっていましたが、高知県の梶原町というところを紹介します。

ここは、風力発電事業で年間約4,000万円の収益があるという、これは新聞で報道されてきて、これは、この風力発電は25年ぐらい前からもう導入してやっています。だから、この新聞の事例がうそじゃなければ、これは行政が直接、年間4,000万円の収益が上がっていますよということを紹介していますので、町長のおっしゃっていることはちょっとどうなのかなと、そういうこととなります。

それで、総称して言えるのは、とにかく今の馬淵町政においては計画がほとんどない。計画がないから、どう動くかだけで回答されているような、そういう構図になっています。これは、私もほかの市町村の議員の方たちともちょっと話をする機会がありまして、いろいろ相談しましたが、それはあり得ないことだと。まず、どう思うか行政というのはあっちゃいけないことなので、それは改めなきゃいけないですねというお声を聞いておりますので、ぜ

ひ町長、そういう声もありますので、考え方を少し改めて、まず計画を立てて、その計画がどこまで進行しているか、それを示すようにできないと、町民の方は何をやっているか、どこまでやっているのか、全く見当がつかない。そういう今、町政が運営されていると、そういうことになりますので、ぜひその辺をもう一度、あと任期も2年足らずになった時期になりましたけれども、これからできて、やって果たして間に合うかどうか分かりませんが、ぜひそういう行政にしてほしい。

そして、ふるさと納税のこともおっしゃっていました。これは頂けたらラッキーというような感覚の歳入なので、あまり当てにしない。けれども、努力はしますよという内容なんです。そこでふるさと納税に関しまして参考例が3つほどありますので、紹介します。

まず、お隣の長生村、令和2年、約10億強の歳入が寄附金、ありました。そして、令和3年は5億円ほどに下がったそうでございます。それから、大網白里市、令和2年、1億強でしたが、令和3年は9億9,000万円になったそうです。これも8倍ぐらいに伸びて、すごい効果がありました。勝浦市、令和3年、23億5,000万円強。令和4年は、これは推計でございますが、43億の見込みがあると。

一宮町は、昨年の令和3年においては、2億1,000万円ぐらいの歳入があったような決算書を見ますとなっておりますが、まず大網白里市は、返礼品が米というふうにもなっていますので、一宮町も米はありますし、工夫次第で大網白里市に近寄ることもできるんじゃないのか。だから、これは確かに不安定な財源にはなりますが、努力次第では4億、5億の歳入は当然見込めますので、これをまず目指したらどうかと。

そういうことございまして、まず私が何を申し上げたいかといいますと、まず基本的な考え方を変えてほしいと。このままですと、その経営者の方がおっしゃるように、一宮町は立ち行かなくなるよと。私もバブルがはじけてから、行政というのはもう経営と同じだというふうに私は感じておりますので、非常にこの経営者の方の意見が身にしみて感じましたので、町長の行政運営が私は非常によくない方向に向かっているんじゃないかという思いがありますので、あえてここで申し上げたいんです。

だから、まず何を言いたいかとしますと、先ほども言いましたように、まず行政も経営だと。だから、歳入を増やすような考えができないと町の運営はできないんじゃないかと。そこがまず重点です。

そして、いろいろな方法があるんですが、それをあえてやる姿勢が感じられない。これが非常に問題ではないかと。その点がございまして、まず町長がやる気になる。そして、考

え方を企業経営と同じように歳入を増やす。これをできないとまずいので、その2つを町長ができるかどうかの答えをいただきたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私は、公共セクションは利潤を追求する私企業とは違うと考えておりますので、議員のお考えは議員のお考えということで承りたいと思います。正直言って、財政力指数が1に達していない自治体がほとんどでありまして、北海道などほとんどありません。ですから、議員がおっしゃるとおり、もしこの財政力指数が1に達していない、そういうことで自治体なくなるのであれば、もうほとんどの自治体なくなって、国の直轄になります。

議員の年来のご主張だと、私は存じておりますけれども、一宮は幸い増収もしております、今のところ健全な財政運営であると。これは数字でも示されておりますので、将来にわたって、また議員がご憂慮されるようなことというのが全くその意味がないと、私はそういう失礼なことを申し上げるつもりはありませんけれども、当面、私の認識としては、一宮町が本質的な危機に瀕していると。ここで営利企業のような直接的な増収策を取らないと直ちに潰れるということは、私は今のところは、そのようには考えていないということであります。

では、直接的な正規事業として、風力発電のことをおっしゃっていただいたんですけれども、あの事業につきましても、私が聞くところでは、既に今おっしゃっていただいたとおり、大分年数がたっております。そこで、機械の老朽化その他ございまして、更新をしなきゃいけない時期にも来ていると。もうそもそも技術が日進月歩に進んでいて、当時のレベルとは全く違った、巨大な風車が膨大な電力をつくるほどになっていて、今、高知県の町でつくられたものは、全くアウト・オブ・デートになっているというふうに向っております。

そういう中で、しかし更新費用はないということで、なかなかそういったところ、公共セクションは継続的に利益追求をしながら回していくという構造にはありませんので、なかなかそうした直接的収益事業の展開というのは、1個やることは可能かもしれませんが、その後の継続が非常に難しいと私は思っておりますので、特に風力発電のような非常に日進月歩で技術が開発されていくところ、どこで乗ったらいいいのか。正直言って、これは民間しか分

からないのかなという気もいたします。

ふるさと納税については、おっしゃるとおり、他の自治体の努力というものを私どももかがみにして相努めていきたいと思えます。勝浦にしても、長生村にしても、海産物の魅力というものが非常に大きいと伺っておりますけれども、私どものところは、残念ながら海産物が今のところラインナップには本格的に乗っていないということがあります。今後、議員からご指摘いただいたところ、努力して、ふるさと納税、さらに増強を図っていきたいと思えます。

以上であります。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） では、再度確認させてもらいますけれども、私と見解が違うので、全く私の申し上げたことに関しては、同意をするようなつもりはないというような形の方にお聞きしました。

そうしたら、確かに梶原町の風力発電はもう限界が来ていまして、新しい機械を入れるんだという話が、私、実際、梶原町まで行ってその町の方とお話ししていますので、もう老朽化して、新しい機械を、今度もっと容量の大きい機械を入れなくちゃいけない状況になっていますということはお聞きしています。

その後、入れたということは聞いていないので、かなりやっぱり財政負担とかで今、滞っているのかもしれませんが、これふるさと納税などのお金をもし増やせば、それをベースのお金として次の展開をする。これ企業の常識の運営方法なんですね。

だから再度、私は、行政はこれからはもう企業運営と同じだと。ある一宮町の企業の方が、このまま一宮町が推移していくと、これは立ち行かなくなるよ。要するに、財政破綻という意味を示したと思うんですが、そういうふうになりますよと、そういう意見がありました。

私も同じような考えだったので、今回こういう質問をさせていただきました。町長は、自分の考えは違うから、自分のマイウエーでいくんだというようなお話だと思いますので、ここで私がそういう発言をしましたので、町長は、しかしあなたの発言はそういうこととは違うんじゃないのという見解の相違で、そこで止まっちゃいましたので、今後、この一宮町がどうなるかは、馬淵町長の政策でかなり変わっていくと思えます。

だから、これで一宮町があと何年か後に立ち行かなくなった場合は、馬淵町長の責任は非

常に重いですよとここで私が申し上げて、今回の質問はこれで終わりにします。

次にいきます。

○議長（鶴沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 次の質問にいきます。

最優先である防災対策について。

防災について平時と災害時の区別をしない方法を検討してありますかと。これ、実は前に同じ馬淵町長が、災害は0.1%しか起こる確率しかないよと。それよりも日常業務は忙しいんだよと。だから、特別に防災に関して組織をつくって大げさにする必要はないんじゃないかというような回答を議会でなされたので、いや、これはと思いましたが、幸いそういう考えの方でも防災に対応できる方法がありました。

それで、まず私、決算書を見て、職員の研修費は6万2,900円だったかな、そのくらいしか使っていないんですね。私はいろんな企業を渡り歩いたんですが、社員の研修費というのはいくらも使うんです。というのは、常にお客様に対して対応できるような知識、いろんな経験、そういうものを持たないと企業の場合は対応できないので、必ず研修というのを特に受けるようにしています。だから、まず1番目に、職員は防災に関して研修を受けているかどうか、常に勉強していますかという質問をします。

2番目、今申し上げましたように、平時と災害時の区別をしないで、防災方法が最近ささやかれておりまして、私もある隣の市町村の開催した講演会で、その取組のことについてちょっと勉強しましたので、一宮町としてどのようなふうに関係して取り組んでいるのかをお聞きしたい。

3番目、新聞の報道で北海道・三陸沖地震発生時、後発地震注意の対象が県内14市町村となっていました。どのようなことで一宮町は対象なのか。また、その場合の町の対応はどうするのかをお聞きします。

以上、3点お願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、大橋議員さんのご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

1点目の研修についてでございますけれども、防災関連の研修は、市町村長を対象とした

研修から、防災担当者あるいは救護担当者などを対象とした研修といったように、それぞれの担当分野で必要な研修が国や県をはじめ、多くの機関で実施されており、参加できるものには極力参加し、職員のスキルアップに努めているところでございます。

なお、国・県の主催する研修会や市町村が負担金を支出している協議会等が行う研修会は無料が多く、予算書や決算書の職員研修費に支出がないため、今回の質問に至ったものと思われませんが、防災に限らず、町職員は日頃から各種研修会に参加し、自己研さんに努めております。

次に、2点目のフェーズフリーについてご回答させていただきます。

フェーズフリーとは、ふだん日常で使用している物やサービスが、災害などの非常時にも適切に使えるようにすることを表した言葉であるとされております。

町では、ふだん使用する公用車にハイブリッド車を導入し、非常時には電源が確保できるようにしたり、コロナ禍の避難所で利用するためのサーモグラフィーを町の会議やイベントなどに活用しております。

また、町民の皆様には、地球温暖化対策として、環境に配慮した家庭用太陽光設備等の助成も予算の範囲内で行っております。停電などの非常時には、太陽光設備は有効に活用できるものであり、これもフェーズフリーの一つではないかと思えます。

防災においては、町民の皆様一人一人の備えが大切になってきますので、防災意識の向上にフェーズフリーの活用等も含めて考えてまいりたいと思えます。

3点目の北海道・三陸沖後発地震注意情報につきましては、令和4年11月8日に防災対応ガイドラインが発表され、12月16日から運用開始を予定しております。これは、日本海溝・千島海溝沿いを震源とするマグニチュード7以上の地震発生後の1週間は、大規模な地震の発生する可能性が通常より相対的に高まるため、内閣府・気象庁から発信されるものでございます。

一宮町は、津波避難対策緊急事業計画等の作成対象である特別強化地域からは外れておりますが、3メートル以上の津波が想定される注意すべき地域に含まれておりますので、今回の対象に入ったものでございます。

注意情報が発令された場合の対応につきましては、ハザードマップ上で津波の浸水エリアにお住まいの方は、ふだんの日常生活を営みながら、直ちに避難ができる態勢を取っていただくなど、津波への警戒を高めることや、町は警戒を呼びかけつつ、速やかに避難誘導が行える体制を整えることが必要と考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） それでは、まず職員が無償の研修を受けていると、そういう答弁でありました。今回のこのフェーズフリーなんかのことにしても、これはある市の団体が主催した研修会にたまたま私、参加することができまして学んだんですが、まだ詳しいことを学んでいないので、これをもっと追求して、ふだんやっている仕事そのまま災害に対応できる、そういうことを目指したら一宮町はもう少し安全な防災対策になるんじゃないかということから、このたび質問させていただきました。

なお、ビッグサイトとか、あるいは幕張メッセのほうでも防災に関するいろんな展示会やイベントをやっておりますので、ぜひ今後、町がとにかく町民の命を守るのが第1番目の仕事なんですよ。だから、それに向かってまず最善の努力をするというのが私は基本だと思いますので、ぜひそういう研修をもっと積極的に取り組んで、町民の命をまず守る、財産を守る、ここから行政を考えていってほしい。これは、私は町長のこの間の発言が非常にまだ頭に残っちゃっていますので、ぜひその意識改革をお願いしたいということで今回、質問しました。

そして、職員の方は、町長がやれと言わなければ、これ仕事できないんですよ。こういう行政とか軍隊というのは上意下達で、上の指示がなければ、下の人は仕事ができないんです。だから、ぜひ馬淵町長のイニシアチブを取った町民の命を守る、町民の財産を守るという姿勢の行政を私は町民に成り代わって求めますので、町長の見解をお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ご質問のポイントがちょっとよく分からないんですけども、研修を受けるようにということでございますか。それとも……。

○5番（大橋照雄君） 防災が最重要な仕事なので、もっと防災に注視した行動を取るような職員に働きかけをしてほしいと、それを求めますということですね。

○町長（馬淵昌也君） 分かりました。ありがとうございます。

その件につきましては、議員のお心の中では、私が防災を軽視しているというご認識かも

しれませんけれども、私はそういうつもりで申したわけではなくて、防災というのはあくまでも、例えば私ども、病気を防ぐために様々な健康法をいたしますけれども、それだけに全ての時間を割くというのにはあり得ないことであります。あくまでほかの様々な活動の中にそうしたものを組み込んでいくと。

ですから、今、議員がおっしゃられたフェーズフリーという考え方は、私としても共感するところが多いわけでありましてけれども、防災ということが常に念頭に置いておかなければいけない。病気になるのと同じであって、常に気をつけなきゃいけない。忘れた頃にといいところじゃなくて、もう忘れる前に来ると今は言われております。あした来ちゃうかもしれない。そういうものですから、常に警戒心を持っていなきゃいけない。

そこはもう全く議員のおっしゃるとおりでありますけれども、私が申し上げたかったのは、常に防災のことだけを念頭に置いて、常にその体制でいるとほかのことはできませんので、それもできないということでもあります。

ですから、これは心の中に常に潜在的な可能性があるということで、私も正直言って、もう雨が降っても、小さい地震が起きても寝ていることができません。情報の収集と町の状態がどうなっているかなということが気になってしまって、夜でも昼でも全く休めない状態にあります。職員の諸君もそうだと思います。

私どもは、日常の中で住民の皆様が安心・安全の暮らしを差し上げるということで、日常業務をしておりますけれども、一方で、心の中で、これはもう心の中の大きく言えば、そうでしょうね、半分から3分の2に近いぐらい、そういう危険を常に感じております。

ですから、職員諸君にも常に私は、防災が第一だよと。私どものところは、特に7キロにわたっての海岸線を持っておりまして、今、6メートルの土塁がありますけれども、南川尻川の開口部もありまして、非常に今、脆弱であります。木造の家屋中心に、海岸部にはたくさんございますので、皆様のお暮らしが脅かされるわけでもあります。

ですから、そういった発災時に我々がどう行動するか。もうそのとき、私も何が最初必要で、その次何が必要で、その次何が必要でと段階的に全部整理して頭の中に入れていまして、一つずつそこで必要なものを職員の諸君と共有しながら、より効果的に、より周到にできるようにと今、奮闘しております。

そういう意味では、議員のおっしゃるとおり、私は決して職員の諸君に、ふだんのんびりしていればよいということをお願いしてはいたしません。これは全く今、議員がおっしゃっていただいたような方向で、私は職員の諸君にいつも指示をしております。ですので、実際、

発災がないことを祈っておりますけれども、そのような懈怠の中に私どもがまどろんでいるということはないので、そこのご理解いただければと思っております。

議員のおっしゃるとおり、さらに職員の諸君を率いて、私が意識の向上に努めたいと思います。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） 再度、蛇足になるかもしれませんが、まず町行政の第一の使命は、町民の命を守る、町民の財産を守る、これが基本ですので、この命を守るためにどうするかを基本に考えて、そして、その合間を縫って日常業務をやるという考え方に移行しないと、これは仕事をしているという形にならないと私は解釈して、私の人生経験においては、それが仕事の仕組みだというふうに考えておりますので、これは町長の考え方と、あるいはさっきのまちづくりの自主財源のことも見解が違うということになるかもしれませんが、私の言っていることがもし間違いでしたら、町長はその点を間違っていますよというふうにおっしゃっていただければ、この場はそれでもう平行線になっちゃいますので、質問を終わりにしますが、どうでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 間違っているとは申しません。しかし、例えばこうやって考えていただければ分かると思うんですけれども、病気になったときのことですね。私ども、福祉健康課で健康体操をやったりとか、様々な健診とか、いろんなことをやっております。しかし、お医者様の機能は、私どもは持っておりません。やはり分業しながら致すわけであります。

そういう中に、確かに私どもが住民の皆様の暮らしをお守りするというのが議員のおっしゃるとおり、お命、お暮らしをお守りするのが、私どもの存在理由のもう一番なのであります。それはおっしゃるとおりであります。その中に様々な部分があって、それぞれ分業しながら行っている。

その中で、私は、今申し上げたように潜在的には防災ということ、本当に大きく捉えております。つまり毎日の形の中で、庁舎の中で全部を防災部に行っているわけではありません。消防署ではありませんので。しかし、そういう気持ち、つまりどこの部署にいても、実際発災時は、みんな一糸乱れずこの救援に走らなきゃいけないわけですね。そういうことは日々

訓練をしながら、私も毎年毎年更新される指揮系統の図を、名前の入ったのも全部見て勉強しているわけなんですけれども、そういうふうな意識の中に置いて今、日常業務もやっているということです。

ですから、例えば住民票とか税務とか、そういうことを防災が大事だからといって、それを今よりも3分の1に縮小するって、やっぱり無理な話だと思います。ですので、私どもは議員のおっしゃることはよく理解いたしますが、できる限り努力しているということでご理解いただければというところであります。おっしゃることは理解します。

○議長（鶴沢清永君） 大橋照雄君、次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） では、次の質問をします。

3番目、これは私が町なかを私のニュースを配りながら、お会いした方々との話の中で声が聞こえましたので、議会から行政に働きかけてくれという要望がありましたのでこれを取り上げました。

高齢者の移動手段の拡充について。

この町は暮らしにくいと数名の高齢の方からの声を聞きました。車がなくなると買物や通院がにこにこタクシーだけでは不十分であり、町に何か対策してほしいとの要望がありました。

そこで、私が以前提案しました対応策について、その後どうなったか伺いたいと思いますので、次の質問をします。

①デマンドタクシーの説明と導入の検討結果は。

②グリーンスローモビリティの説明と導入の検討結果をお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、高齢者の移動支援に関するご質問について、関連がありますので一括してお答えいたします。

初めに、デマンドタクシーであります。これは利用者のご自宅と指定された目的地の間とをドア・ツー・ドアで運行する予約制の乗合タクシーとされており、町の新にこにこサービスがこれに該当いたします。

次に、グリーンスローモビリティについては、時速20キロメートル未満で公道を走ることができる電動車による移動サービスとされており、環境への負荷が少ないことが特徴となっ

ております。こちらは近年、幾つかの自治体で実証実験や本格運行が開始されておりますが、定員や走行速度の点から輸送効率が悪いなど、徐々に課題も見えてきているようでございます。

最後に、移動が困難な高齢者の支援について、町の検討状況です。

新にここにサービス拡充や新たな交通手段の導入は、民業圧迫が大きな課題となります。そのため、まずは現状の新にここにサービスを継続した上で、民間タクシーの利用券交付事業、いわゆる福祉タクシー事業も実施できないか、財政負担を踏まえつつ、慎重に検討を進めているところです。

なお、この福祉タクシー事業については、既に運行している民間タクシーを利用いたしますので、土日祝日をはじめ、町外への移動も可能であり、既存の公共交通の一層の活性化についても期待ができる事業でございます。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） それでは、私自身、特定の支援策に固執するわけではないんですが、利用されている高齢者はもとより、町にとっても費用負担が少ない、なおかつより使い勝手がよい高齢者への移動支援策を早急に検討をお願いしたいというのが目的なんですが、再度検討をお願いしたいんですが、先ほど、民間の企業の圧迫ということをおっしゃっていましたが、デマンドタクシーを民間業者が運行するような方法が取れますので、むしろこれを取ったほうが有利な展開になります。

デマンドタクシーというのは、かなり国のほうの補助金が出てきますので、町の負担がかなり減るような方法に運用できますので、福祉タクシーも検討するということですが、福祉タクシーはその辺の補助金があまり期待できないような方式なので、再度デマンドタクシーを私は、たしかにここにもデマンドなんですが、これは業者を使わないと国の補助金が出てこないんで、その辺を考えて業者の方に運用してもらって、なおかつその補助金を活用すると。

そうすると町の負担も減るし、それからデマンドタクシーは、年齢制限とか目的地の制限などがある程度除外できるようなシステムにもできるということなので、ぜひこれを中心に考えていただいたほうがいいかなと。私の集めたデータによりますとそうなります。ぜひ検

討の際は、その辺を十分考慮して取り組んでもらいたい。

それから、グリーンスローモビリティですが、確かに20キロ未満のスピードで移動する電動式の運行なんですけど、これ反対に業者が運行しなくてもできる運営になります。だから、今までのにこにこのタクシーの運転手さんがそのままこれにつくことも考えられます。そして、既に千葉県では松戸市が運行しておりますので、これをぜひ参考にして、これも真剣に高齢者のために、ぜひ町として取り組んでもらいたい。そういう私は要求をしたいと思います。それについて何か回答いただければお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、再質問にお答えいたします。

ただいまのご質問では、町民誰でも低料金で利用できる民間と協力したデマンド型の交通など、いろいろとお話もありましたが、今回は高齢者の移動支援ということで、その件についてお答えさせていただきます。

これまでもお答えいたしました。高齡化社会のさらなる進行を踏まえると、高齢者の日常生活を支える移動手段の充実は、今後ますます重要な課題になるものと認識しております。

そのため、先ほどの答弁と重複いたしますが、移動が困難な高齢者への支援策として、使い勝手がよく、民間との摩擦も少なく、既存の公共交通機関の活性化にも期待できる福祉タクシー事業を実施することができないか。公共施設の更新など、種々の財政負担が増える中、慎重に検討を進めておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

○5番（大橋照雄君） いえ。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○5番（大橋照雄君） 4番目、子供の安全・安心な給食について質問をさせていただきます。

学校給食について以下のことを伺います。

1番、農薬使用の給食は危険と考えるが、いすみ市では、オーガニック食材の給食が進んでいます。一宮町は、農薬の危険を承知しておりますか。その対策は検討していますか。また、長生郡市で導入している市町村はありますか、お尋ねします。

②前回の鵜野澤議員の質問にあった給食の無償化について、今後検討したいという答弁であったが、無償化を求める多くの要望がある中で、早急に検討することはできないのか。

③給食の提供には、センター方式と自校方式があるが、それぞれの長所・短所と町の検討状況はどうか。

以上、3点を質問します。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の学校給食へのオーガニック食材の導入についてです。

長生郡市内では、長生村が村内で有機栽培されているアイガモ農法コシヒカリを使用しております。また、睦沢町では、有機栽培ではありませんが、町内で栽培されている低農薬のむつざわ米を学校米飯に導入しております。

町といたしましては、オーガニック食材の学校給食への導入は、児童・生徒の心身の健やかな成長、環境教育や食文化に対する理解、さらに農業振興など幅広いまちづくり施策に有効な取組であると考えておりますが、一方でオーガニック食材を提供するためには、安定的な生産量と供給量の確保が求められます。また、給食の中に虫等の異物混入の可能性が高まること、さらに慣行栽培に比べ高値で取引されているため、給食費の値上げにつながることも課題となっております。これらのことから、当町でのオーガニック食材の導入について、現状では困難であると考えております。

今後も地場産物や旬の農産物を積極的に取り入れ、栄養バランスがよく、子供たちが毎日楽しみにするような学校給食を引き続き提供してまいります。

次に、2点目の給食費の無償化についてお答えいたします。

当町における給食費無償化の検討状況につきましては、9月議会の一般質問でもお答えしたとおり、年間約5,500万円の財政負担を考えますと、早急に無償化に踏み切るのは困難であると考えております。しかしながら、子育て世代の経済的負担軽減という意味では、意義のある政策でありますので、他事業との優先順位なども十分考慮した上で検討してまいります。

次に、3点目の給食施設のご質問にお答えいたします。

まず、給食施設の形態ごとのメリット、デメリットについてご説明いたします。

センター方式とは、共同調理場方式とも言い、複数の学校の給食を一括して調理し、給食時間までに配送する方式です。

運営、管理の一元化により、衛生管理、調理員の育成指導、食物アレルギー対応、異物混入の防止などについて徹底できることや、大量調理のため作業効率が非常によくなることがメリットとして挙げられます。

一方、センター設置には、まとまった用地確保と施設整備費、設備投資のほか、受入れ校側の配膳室設置、給食運搬費も発生します。また、複数校を一元管理することから、学校行事等の各校の状況に即した対応には、一定の制限が発生する可能性があることや、調理から喫食開始までの時間も自校方式よりも長くなることなどのデメリットがございます。

次に、自校方式ですが、こちらは学校内の敷地に調理場があり、その学校分のみを調理する方式です。調理から喫食開始までの時間が短く、児童・生徒の身近で調理が行われていることから、学校給食における食育にも有効とされております。

一方、各校で給食室の敷地確保、施設整備及び設備投資、調理人員の配置などをする必要があることから、事業費は他の方式と比べ高額となります。

そのほかにも給食施設の形態として、親子方式とデリバリー方式がありますが、それぞれ運営面や事業費の面でメリット、デメリットがございます。

現在の各小中学校給食室は、老朽化により作業面、衛生面など多くの課題を抱えており、その都度、施設や設備の修繕で対応しているところです。今後、各方式のメリット、デメリットも踏まえた上で、児童・生徒数の推移、施設整備費なども考慮しながら、学校給食施設の建設に向け検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） まず、1点目のオーガニックの食材に関してなんですが、まずこれは教育長なのかな、町長なのかな。農薬の危険性の認識はお持ちでしょうか。そして、子供の健康のためにこれをどうするかという認識がありますか。

いすみ市は、ちなみに10年かかって無農薬、有機栽培を行ったそうです。これは、市長の一念から起こったことだというふうに聞いております。

2点目、資金が用意できないので、無償化は無理ですよというお話なんですが、これ幾ら

ぐらいまでだったらできるかなという考えは、検討した結果があるのでしょうか。

ちなみに、長南町は既にやっていますね。それから、長柄町も12月から始めるそうです。これはずっとやるんだそうです。そして、あと千葉県が期間限定ですが、補助金を出してやってくださいよという話が新聞に載っていました。

それで、千葉県は第3子以降の給食を無償化しましょうよと。千葉県が補助金を出しますよという内容でしたね。54市町村のうち、46自治体が導入意向だそうです。これは、一宮町はこの件に関してどういうふうに考えているのかも説明、お願いしたい。

あと、自校給食センターあるいはセンター方式、これは非常にあちこちでいろんな問題を醸しているようで、非常に重要な問題なんですけれども、これをこれから少子高齢化で生徒がどうなるかも推測しながら検討していくんでしょうけれども、優先は、子供たちがいかにして快適に勉強して、食事をして、教育の3つの方針は、学ぶ、遊ぶ、それから食べる、この3つが基本だそうですので、ぜひこの食べる部分も充実させるようなことを町としては考えていかなければ、いい子供たちが育たないんじゃないかと、そういう思いから今回こういう質問をしておりますので、この自校あるいはセンター方式、これも非常に慎重にいろんなところを見学したり、あとはいろんな方の意見を聞いたり、そういうことをしながら、ぜひ急いでやるべき事業だと思いますので、その3つのことをまず要望して、要望というか、要求は、答えは1番目のオーガニックの食材を通じて、農薬の危険性とか子供の健康に関してどう考えているか。

それから、資金が用意できないと言っていますが、その資金は幾らまでだったら出せるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、再質問にお答えいたします。

まず、1点目の農薬の危険性ということですが、小中学校で使用されている食材につきましては、例えば野菜や肉類などは、ほぼ町内業者から調達しております。お米に対しましても、農協さんから調達しております。ということで、一般に流通している食材を学校給食に使っておりますので、農薬の危険ということは認識しておりません。

2点目の無償化、幾らまでできるのか。ほかの市町村でやっているからというようなところかもしれませんが、給食、他町村につきましては、それぞれ財政規模の違い、ある

いは児童・生徒数による無償化に係る事業費の違い、あるいはまたそれぞれの自治体が抱える全般的な課題なども異なりますので、当町のほうでも私どもが抱える課題を十分考慮した中で、慎重に判断してまいりたいと、検討してまいりたいというふうに考えております。ですので、今の段階で幾らまでだったらできるだとか、そこまでの検討の段階には入っておりません。

次に、3点目の自校方式、センター方式ということですがけれども、こちらにつきましても議員さんがおっしゃるとおり、各関係者の意見などを十分参考にしながら、当町に最も合う形態を慎重に検討して、判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） では、今使っている食材は、農薬の心配はありませんということでお受けしました。それから、幾らまでだったらやれるんだというその回答は、できないということでしたね。

それで、これ非常に最近大きな問題になりまして、いすみ市の市長が中心になって、オーガニックの給食を今後やっていこうよということで、実は東京の中野というところで、ZERO大ホールというところでオーガニック給食のフォーラムというのを実は開催しているんです。これ、私も隣の議員から誘いを受けまして行ってきました。非常に北海道から九州、沖縄まで、全国にわたる市長さんとか国会議員とかいろんな方々が集まって、約4,000人ぐらいの規模のフォーラムになっていました。

ここで感じたことは、これからは有機農業のオーガニック給食がこれは常識になってくるなという感じを受けましたので、一宮町も遅れることなくやっていかなきゃいけないなという思いから今回、こういう質問をいたしました。

それで、これ提案なんですけど、大きな問題になるので、ぜひ組織をつくってこの問題に関して、要するに給食の問題に関して検討していく必要があるんじゃないかと。だから、もし町がそういう気になっているのであれば、その組織をつくって、ぜひこれを子供たちの今後の安全のために、もう子供たちは今、おぎゃあと生まれると1,000万円の借金がついているような状況の中なんですけど、ぜひこの人たちが日本を担っていくのであるから、一宮町を担う人たちなんだから、この人たちにお金をかけなきゃいけない。そういう気持ちからぜひ委

員会を立ち上げて、これをぜひいい方向にやっていきたいという町民の要望がありますので、ぜひこれを検討してください。そのお答えをお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 大橋君に申し上げます。

ただいまの再々質問に対して答弁願います。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） 委員会の設置ということですが、それは食材に関するのですか。給食施設に関するのですか。

（「給食施設、施設から全部」と呼ぶ者あり）

○教育課長（渡邊浩二君） 特に給食施設に関しましては、これから検討していく中で話が進んでいくと思いますので、皆様のご意見を十分反映できるような形で進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 以上で大橋照雄君の一般質問を終わります。

◇ 川 城 茂 樹 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、4番、川城茂樹君の一般質問を行います。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） 4番、川城です。

私も大きく2問の質問がありますので、1問ずつ分けて質問させていただきます。

それでは、1問目です。なぜ進まない道の駅構想。

道の駅構想は、平成20年から多数の議員が質問している。道の駅の視察研修も実施しているにも限らず、建設するのかもしれないのか、何ら進んでいない。

道の駅の建設は、町特産品であるトマト、メロン、梨等が地元で販売されていない現状への打開策ともなるのではないのでしょうか。

また、野菜の販売だけでは、今、道の駅は運営が成り立たないため、一宮町には昔ながらある飲食店、和菓子屋、伝統ある郷土太巻きずしなども販売したらどうか。複合施設の建設は、商店街と農業の活性化を促進し、一宮町発展につながる拠点となる。

また、緊急時の避難場所として役割を果たす道の駅をぜひとも検討すべきだ。

そこで、以下の3点を伺いたい。

1点目、なぜ道の駅構想が進展しないのか、具体的にどの点がクリアできないのか。

2点目、構想から15年経過しようとしているが、町長の考えはどのようなのか。

3点目、もし建設が不可能ならば、町民に期待を持たせる回答をせず、建設の有無の判断をすべきではないのか。

以上、お願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、川城議員の道の駅についてのご質問にお答えします。

初めに、1点目の道の駅の進展についてお答えします。

本構想の進展に当たり、クリアしなければならない課題としましては、候補地の保安林解除、土地の借用もしくは買収、造成工事、どのような施設や設備を整備するのか。そして、最大の課題としまして、事業資金の調達でございます。

2点目の構想に対する考えについてお答えします。

道の駅の設置については、公共施設計画に照らし合わせ、優先順位と町の財政状況をしっかりと見極めた上で、できる限り前向きに可能性を模索しております。

3点目の建設の判断についてお答えします。

先ほど、篠瀬議員にお答えしたとおり、第2期一宮町まち・ひと・しごと総合戦略の中で、重点戦略の基本目標の具体的な取組策として、道の駅的な施設の設置に向けた検討を行うことを目的に掲げておりますので、今後も多種多様な手段を収集し、事業実現を目指してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） まず、1点目の回答、渡邊課長の回答でいきますと、これもとわの課題ではないということで、これでは全然進まないということです。それでは、その課題を一つ一つクリアしていく必要があるのに、なぜ建設に向けた前向きな行動、プロジェクトチーム、設立準備委員会などを立ち上げないのか疑問であります。

第2期一宮町まち・ひと・しごと総合戦略の中で、重点戦略の基本目標の具体的な取組策として、道の駅的な施設の設置に向けた検討を行うことを目標と記載されていると。目標と

記載されている。目標であれば、構想だけで終わってしまう。今後、いつ、誰が、どのように進めていくのか、再度具体的に伺いたい。

そして、2点目の回答で、公共施設計画に照らし合わせ、優先順位と町の財政状況をしっかり見極めた上でのことでしたが、本年3月28日の議員説明会の財政計画を見れば、建設は無理と思われ、財政状況を見ると。そこで、企業誘致とか模索の考えなのか伺いたい。

そして、先般、3年ぶりに渚のファーマーズが開催され、大盛況でありました。回答は、事業資金の調達、可能性を模索する、事業を実現してまいりますなど、全く先が見通せない状況です。そして、今こそ馬淵町長の行動力、判断力が問われる問題であります。どうか町長の強いリーダーシップで、早急に建設に向けた具体策を伺いたいです。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは、川城議員の再質問にお答えします。

初めに、今後の道の駅の進め方についてお答えします。

現在は、設置に向けた検討を行う段階でございますので、具体的にはどうとはお示しできませんが、事業実現するため、課題をクリアしていきたい。

2点目の企業誘致などの模索についてお答えします。

現在の候補地は、ほぼ県有保安林となっており、保安林の解除は、公共的な用途でなければ解除の見込みがありません。したがって、現時点では、企業誘致は考えておりません。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 川城議員の3点目のご質問についてお答えをいたします。

私の行動力、判断力が問われる局面であるということです。私のこの道の駅についての考え、取組について申し述べよというご質問だと思います。

私が考えるところでは、この道の駅的な施設は、オリンピックを行った我が町として、そのレガシーとしては、最大の潜在的可能性を秘めたものだというふうに考えております。したがって、私の中での優先順位は、非常に高いものがあります。

一方で、ご存じのとおり、長年の使用によって大分劣化をしてしまった公共施設がたくさん更新を待っております。これの更新というものも焦眉の急であります。この中でどうやってバランスを取るかということで、これが一番の資金の問題となるわけですが、現在、職員の諸君とこれを両立させる道を私どもとして何とか確保するべく、協議を行っているところであります。そういったことをございます。私としては、何としてもこれは不退転でやり遂げたいと考えておるわけでありませう。

先ほど、篠瀬議員からのご質問の中で触れていただいたんですけども、私どもも全く動いていないわけではなくて、この保安林の地の問題については、私どもも今トライをしているところをございます。できる限りこれを速やかに行いたいと、これは私も覚悟を持って申し上げる次第でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

○4番（川城茂樹君） 再々質問はございませぬけれども、要望でございます。非常に残念な回答だというふうに思われます。しかしながら、この道の駅が前に進むことを願ひますが、私の資料に今、さいたま市が、ちょうどこの一宮町と同じような災害を拠点、また公園を拠点とした道の駅構想をつくる予定になっているさいたま市というところがあります。その資料を見ると、スケジュールは、道の駅の基本構想から道の駅開設まで10年かかると言われているんですね。

ということは、これからやるとまた10年かかる計算でいきますと、平成20年から検討して35年かかりますから、今後、道の駅がどんどん出ていく中で、新しい生かせる道の駅を建設することを切に願って終わりにしたいと思ひます。

続いて、2点目の質問に入らせていただきます。学校給食についてです。

現在、町の学校給食は、小中学校3校個別の調理室で調理を実施しているが、どこの施設も経年劣化が激しく、機器の補修や什器の交換など、費用負担が課題となっています。

過去、幾度なく給食センターの話があり、近年でも長生村との合同給食センターの話があったが、立ち消えになったと聞いています。

そこで、町長に以下の点を1点伺ひます。

今後の町の児童数の予想と、それに合わせた給食施設の改修計画があるのか。改修計画があるならば、今後の見通しと課題は。

以上、お聞きいたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、今後の町の児童・生徒数の推移についてです。

小学校の児童数ですが、令和4年5月1日現在で657人です。令和7年度には約600人、令和8年度には約550人と大幅に減少し、令和10年度には500人を下回ると見込んでおります。

次に、中学校の生徒数ですが、令和4年5月1日現在で328人です。令和5年度は約340人、令和6年度は約360人と微増いたしますが、令和7年度以降は減少に転じ、令和10年度には約310人まで減少します。よって、町全体の児童・生徒数につきましては、令和4年5月1日現在の985人に対しまして、令和10年度には800人程度になるものと思われま

す。給食施設の改修につきましては、川城議員のご指摘のとおり、各施設とも老朽化が激しく、修繕に係る経費も多額となっております。現状では、各学校からの修繕の要望により対応しているところですが、施設の老朽化による衛生面、またアレルギーへの対応などを考えますと、今後、給食施設の建設計画を進めていかなければならないと考えております。

児童・生徒数の減少は、給食施設の規模などに大きな影響を及ぼすことはもちろんですが、将来的な小中学校の統廃合なども視野に入れ、どのような形が当町に適しているか協議していく必要があると考えております。これらのことを踏まえ、今後、給食施設の建設場所や運営方法など慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

4番、川城茂樹君。

○4番（川城茂樹君） ぜひ時代に即した給食センターを慎重に検討してください。

以上で私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 以上で川城茂樹君の一般質問を終わります。

◇ 焔 場 博 敏 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、12番、焔場博敏君の一般質問を行います。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 日本共産党の畑場です。

改選後の最初の一般質問でありまして、町民の皆さんから寄せられた声を中心に、4点の質問をいたしたいと思います。1点ずつ区切らせて質問させていただきますので、よろしくをお願いします。

○議長（鶴沢清永君） どうぞ。

○12番（畑場博敏君） 第1の質問です。小中学校の給食の無償化を求める声にどう応えるかという質問であります。

この課題は、子育て支援、子育てしやすいまちづくりの支援策、その一つの方法であると、このように思います。最近の物価高騰、そしてまた賃金とか年金が減っていく中で、このような経済状況の下での切実な声であります。

学校給食法、この学校給食は、子供たちにとっても大切な食育という教育の一環であり、憲法の26条では、義務教育は無償とする、こういうふうに定められております。また、学校給食法第11条で、学校給食費は保護者負担と書かれていることを理由に、無償化しない理由として言われておりましたが、自治体も現在では、岸田首相も参議院の代表質問の中で、学校給食、この法律は、自治体判断で全額補助を否定していない、このようにも認めております。

文部科学省は全国の教育委員会に、臨時交付金を活用して給食費の保護者負担を減らすように通知もしております。千葉県も9月議会で、県内公立小中学校、これに通う第3子以降の給食費無償にすることを来年1月から実施することを決めました。これは、一時的な措置でありますけれども、近隣自治体でも全額無償化に踏み切ったところ、増えてきております。

全国的にも新聞赤旗の調査では、一部補助や学年などの限定実施を含めない完全無償化自治体は、現在256自治体に増えております。一宮町でも学校給食の無償化を求める署名が短期間に157筆寄せられ、要望の切実さがうかがえます。

町は、子育てしやすいまちづくりの一環として、小中学校の給食無償化を実施すべきだと思いますけれども、答弁をいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、畑場議員の給食費の無償化についてのご質問にお答え

いたします。

当町における完全無償化の検討状況につきましては、先ほど、大橋議員のご質問にお答えしたとおりです。

なお、経済的に困りの保護者の方には、就学援助制度により給食費の支援を実施しております。また、昨今の物価高騰に対する子育て世帯等での支援策として、学校給食の質や量、栄養バランスを保つため、地方創生臨時交付金を活用して、小中学校の給食1食につき30円の支援を実施しております。

また、県の進めている第3子以降への無償化につきましては、当町におきましても来年度から実施できるよう検討を進めているところです。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） 最初の質問で、無償化を求める全国的な動き、それから町民の願いについても訴えたところでありますけれども、町長の認識をまず伺いたいというふうに思います。

9月議会以来、このやり取りを伺っておりますと、担当課がこの答弁をしている中で、無償化に年間5,500万円かかる。これを1回ぼっきりでなく継続的に支出すること、他の教育課題を圧迫してしまい、とても担当課としては提案ができない、このような事情と受け取ったわけでありますけれども、町長も同様なんでしょうか。ここで諦めては、いつまでたっても無償化ができない、このように思うんですが、どうでしょうか。

なぜ無償化が必要か。他の自治体は、財政的に余裕があるからやれるのか。最近では、小さな財政の自治体だけでなく、中核都市にも広がっております。私は、町長の姿勢も問われているのではないかと、このように思います。無償化できない理由を探しているうちは、全くできないと思います。どうしたらやれるのか。実施自治体、この経験を伺い、また予算全体の中で教育費の占める割合を調査したり、どうしたら実施できるのか、この調査、検討をすべきであります。

この中で全面実施するのが理想ですが、部分実施していく、このような過程を取ることも選択肢の中にあると思います。そして、この検討結果を町民に返すこと、これが町民との協働のまちづくりになっていくんだというふうに思います。町長の答弁を伺いたいと思います。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 給食費の完全無償化についての私の意見を徹したいというご質問かと存じます。

これは以前の議会でもご答弁申し上げたんですけれども、子供さんを育てていらっしゃる皆様のその財政的な、経済的なご負担を低減するという意味では、子育て支援において大変効果的な一つの施策かと思っておりますので、私は個人的には、ぜひとも実施したいという気持ちがあります。

ただ、今、議員もおっしゃっていただいたように、私どもの町に大変様々な事業が、先ほどから各議員の皆様からおっしゃっていただいているんですけれども、相並んでおりまして、その中でのバランスが一つ大変苦心惨たんということになっておるわけでありまして。

私といたしましては、今、後半でおっしゃっていただいたような現在の経済状況を踏まえて、皆様本当にお困りでいらっしゃるということもよく分かっておりますので、段階的に無償化を進めるなど、様々な方法が考えられると思います。そうしたことを町と教育委員会で連携して検討していきたいと思っております。

給食費に対しては、些少ではあるんですけれども、物価高騰分の30円の私どもの町からの充当とか、あと子育て、特に学齢期のお子さんを育てていらっしゃる方には、新ステージテップアップ応援事業、これは私のどちらも行政報告で申し上げましたが、そういったことで些少ではありますけれども、子育ての皆様のご応援をさしあげているところであります。

こうしたものではなかなか焼け石に水だよとおっしゃっていただくことになるんだろうと思っておりますけれども、給食費につきましては、継続的にずっと無償化ですので、この財源を継続的に確保するというところで、私どもは今苦心しているということでもあります。

何とか、同じことになりましてけれども、段階的な、あるいはこの部分的などうやって進めていくか、これをよく職員の諸君と考えて、ご要望にお応えできるように努力したいと思っております。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問はありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 今、馬淵町長のほうからご答弁いただきましたが、物価高騰対策として1食30円、月に約60万円ですか。大体そのくらいの計算になるということで、そういう支援のほかに、実際に長南町等はまだ始めていますけれども、じゃ、こういう町がほかの施設をやられていないかということ、そうじゃないんですね。あそこは今、庁舎建設やっています。だから、それぞれみんな課題を抱えて、その中で学校給食の無償化に踏み切った。大都市は大都市で財政力があるんじゃないか、こういう議論もありますけれども、それなりに生徒数、生徒・児童数が多いわけですね。そういうことですから、これも理由にはなっていない。

そこで、じゃ、どうなのかというのをやはり、どうしてそういうふうに踏み切れたのかということろをぜひ担当課中心でも構いませんが、調査をしていただいて、どうなのか。総予算に占める教育費の割合はどうなのか。また、学校給食を無償化した場合の5,500万円というのは、大体今、町の総予算の1%強であります。これを使うのか、使わないのかというそういう検討も含めて、やはりやっていくべきじゃないかというふうに思います。この点での検討を具体的に進めていただきたいというふうに思いますが、もう一度ご答弁いただきたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 再々質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 答弁いたします。

私も他の特に市などでかなり大胆な子育て施策を展開しているところがあって、どういうふうな、皆様ご存じのとおり、義務的経費というのはさほど自治体によって変わらないわけがあります、中身はですね。そうすると、どういうふうなことをして捻出するのか、そのあたりはやはり先行例に学ぶ必要があるというふうに強く思っておりますので、そのあたりは私も含めて、十分検討して、またしかるべき形で皆様にご報告ができるようにいたしたいと思っております。

○議長（鶴沢清永君） ここで舩場博敏君に申し上げます。

質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

会議再開は午後1時です。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長（鶴沢清永君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（鶴沢清永君） 舩場博敏君、次の質問をお願いします。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） それでは、2点目の質問に移りたいと思います。

2点目は、農業問題であります。

町の基幹産業は農業と言われておりますが、米をはじめ、園芸、果樹、畜産、花卉など、取り巻く環境は大変厳しい危機的な状況にあります。対策も、これはもう一過性ではなく、継続的な取組を求められております。町では、低米価対策に続いて、燃油、肥料などの資材高騰対策として支援策を打ち出し、大変喜ばれております。

しかし、どちらも改善の見通しが無い問題の中で、引き続き低米価や資材の高騰、こういった問題で困っております。本来この問題は、農業者の責任ではなく、そしてまた自治体側の責任でもありません。国の農政の姿勢に大きな問題がある問題であります。

米の問題でいえば、昨年、千葉のコシヒカリ一等米で1俵当たり9,000円台、こういう価格になりました。非常に米がだぶついて値がつかない、こういう状況が生まれていました。一般的に消費者の米離れとコロナによる飲食店の休業、学校給食の中止など、影響が大きかったわけでありましてけれども、政府は需給調整を行うための市場介入はしない、こういう態度で放置しておりました。

それどころか外国からのミニマム・アクセス米、この米を年間77万トン輸入する、こういった政策を取り続けております。輸入のアメリカ米、これは中粒種の主食用米で、1俵1万4,000円台で買い付けております。国内で米余りが起きて、こういった状況でも政府は備蓄米等で買上げをして需給調整しない。また、外米のミニマム・アクセス米は輸入義務ではない、輸入機会の提供、こういうふうに訳されるそうでありましてけれども、それであって、輸入してもいいよ、こういうような関係のお米、これを義務かのように全量買い上げていく。これが低米価にさらに追い打ちをかけたわけでありまして。これは1年にとどまらず、今年も多少は上がりましたが、引き続きこの影響は大きく出ております。

米の生産費は、直近の農林業センサスによれば、一宮町で1俵当たり生産するのに1万5,035円かかります。自家労働賃金、人件費を時給1,000円で算入すれば、2万円を超える生産費になってしまいます。ですから、人件費を入れずに昨年で1俵生産するのに6,000円の

赤字、今年も4,000円の赤字で、そういった状況が続いております。さらに肥料の高騰、これも昨年から今年春にかけても大幅に上がり、さらにこれも見通しがつかない。肥料が1.4倍から2倍に上がっております。

燃油も高騰、小規模農家も、また大規模農家も支援策なしには離農が増えて地域が壊れてしまいます。一過性の支援ではなく持続的支援が求められるわけですがけれども、町長の見解を伺いたいと思います。ぜひこの辺は、強く地域を守るためにも国に要求をしていてもらいたい。一つの町村だけでなく、大勢で一緒に声を上げる、これも大切であります。この取組を伺いたいと思います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまの農業危機対策の継続的な取組についてお答えさせていただきます。

近年、農業の担い手や耕作面積が年々で減少していることに加え、新型コロナウイルス感染症の影響による米需要の落ち込みに伴う米価の下落、さらには農業資材や燃料、肥料、そして、家畜飼料などの価格の高騰により、農業を取り巻く状況は厳しさを増しております。

これまで町では、地方創生臨時交付金を活用しました町独自支援策の迅速な対応や、経営安定化に向けた収入保険制度などへの加入促進のほか、主食用米の買取り価格に影響されることなく、安定した所得を得ることができる飼料用米等への作付転換などを積極的に推進してまいりました。

しかし、今後も肥料や燃油の価格高騰は続くことが予想されていることから、こういった価格高騰へ対応した継続的な支援が必要であると思われれます。そのため、生産現場の状況や、今後の国の対策に関わる動向を注視していくとともに、経営安定を図れる支援事業等について、他の市町村と連携しながら、国や県に働きかけてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） ありがとうございました。

再質問はありませんので、ぜひこの答弁どおり、今後の運動で力強く要望していただきたいと思います。

3点目に進みます。

○議長（鵜沢清永君） 次の質問をお願いします。

○12番（畑場博敏君） 3点目としては、南川尻川の津波対策について伺います。

私たちが取り組んだ町政に対しての町民アンケートの調査では、町への要望事項の2番目に多かったものが地震津波対策、災害に対する対策を求める声でありました。町には、この準用河川の南川尻川と、二級河川の一宮川、この2本の川が町中の海への排水を担っております。

同時に、一旦津波が発生すると、逆流によって被害が発生するリスクも生じています。東日本大震災のときのこの2つの河川は逆流現象が起こり、被害が発生しました。その後、津波対策を県が行い、一宮川の堤防のかさ上げ、海岸線に土塁を6メートルから6.5メートル造りました。南川尻は、当時、大村町営住宅の数戸に床上浸水が発生し、南川尻川交差点の道路の舗装が壊れ、水田には300メートル上流まで排水が入り込んできました。通告では、対策が取られていない、このように書きましたが、担当課の説明では50センチのかさ上げを行った、こういったことでありましたので、この点は訂正しておきたいと思います。

当時、ガードレールを越える高さの津波だと聞いております。この対策ではまだ不十分だというふうに思います。その後、何回か対策を要望してまいりましたが、検討されているのでしょうか。これまでの経過と今後の見通しを伺いたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 南川尻川の津波対策についてですが、今、畑場議員がおっしゃったとおり、地震、震災発生後に、河川付近の堤防を左岸、右岸とも50センチかさ上げいたしました。おっしゃるとおり、これでは不十分ではございます。

南川尻川は準用河川であり、一宮町の管理になっております。かさ上げ後、河口付近の水門等を検討いたしました。河口左側に海岸浸食対策のヘッドランドが構築されておりましたが、砂を呼び込む構造となっていて、水門を設置すると砂に埋まり開閉できない状態になるということが危惧され、対策を取れていないのが現状です。ハードでの対策は難しいことから、避難による行動を呼びかけてまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） ただいまの答弁では、現状、対策が取れないので、避難による命を守る行動を呼びかけたい、こういう答弁でありましたが、命を守る行動は大前提でありますけれども、これでは私は、付近の住民への説明をこの答弁ではうまくできません。住民の命、財産を守る責任を負っている町長の再度の答弁を求めたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） ソフト面での呼びかけをすと言ってまいりましたけれども、ハード面に関しましては、今後技術の革新等いろいろあると思いますので、今後とも何かできることはないか模索してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

12番、畑場博敏君。

○12番（畑場博敏君） アンテナを高くして、技術を検討していただきたいと思います。

4点目に入ります。4点目は、町の排水不良地域対策について伺います。

地域的には、排水機場の整備により、以前より大分少なくなってまいりました。地形的による低地、ちょっとした大雨で、道路冠水を起こすところ、道路側溝の流末まで距離があつて高低差が少ないところ、こういったところが引き続き被害が発生します。地域に住む方々はこの解消を強く求めております。一旦水害に遭うと、車とか家財道具とか大変な損失を被るからであります。

町は当該地域の把握はされているのか。されていると思いますけれども、排水ポンプ設置にしろ、側溝整備にしろ、大変な予算が必要だと思います。一挙に解決することはできないと思いますので、排水基本計画等をつくり年次計画で解消する、こういったことを図るべきだというふうに思いますが、考え方を伺いたいと思います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） ご指摘の排水対策ですけれども、当町では、河川の氾濫ではなく、降雨により発生する内水の排水をするためのポンプ場を備えております。一定程度の降雨量であれば、これらのポンプ場が稼働すれば正常に排水されますが、ポンプ場の能力以上の集中豪雨等が発生すると、一時的に道路冠水が発生いたします。さらに多くの雨が降った場合でも、ポンプ場が正常に稼働することにより被害の軽減を図ることができます。

そのため、町といたしましては、今後も計画的に各種ポンプ場の維持管理を適正に行い、内水対策に万全を期してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

12番、舩場博敏君。

○12番（舩場博敏君） 今のご答弁ではもったもだと思いますが、前提が今あるポンプ場で事足りるのか、事足りるのではないか。このように聞こえるわけであります。底地の対策と、あるいは高低差がなく流末までの距離がある地域、こういった対策が求められているわけであります。町民の命と財産を守る自治体の責任、責務から、研究、検討が必要だと思いますが、町長の見解を求めたいと思います。

先ほどの答弁では、今あるポンプ場をずっと使えるように整備していく、こういったふう聞こえたわけですので、さらにポンプを設置しなければならない箇所はないのかどうか。あるはずであります。ただ、お金がかかる。年次計画を持ってやらなければならない。このように考えるわけですので、その辺の取組をもう一つ突っ込んで伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

高田都市環境課長。

○都市環境課長（高田 亮君） 舩場議員のご指摘のとおり、ポンプ場の新たな設置等になりますと、かなりのお金がかかることが予想されます。ですので、先ほど答弁いたしましたけれども、現状のポンプ場の維持管理に万全を期して被害の低減に努めてまいります。

また、先ほどおっしゃられた長期の計画等は、今後必要とあれば検討してまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

○12番（舩場博敏君） 大丈夫です。

○議長（鵜沢清永君） 大丈夫ですか。

以上で舩場博敏君の一般質問を終わります。

◇ 小 林 正 満 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、6番、小林正満君の一般質問を行います。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。

令和4年成人式中止についてを質問いたします。

令和4年1月9日開催予定だった成人式は、前日の夕方になって急に中止となった。これは県内の市町村では唯一の例であり、県内54市町村のうち53は実施したと聞く。1月8日の前日にコロナ陽性者が4名発生したという情報を得た町長は、関係者に相談せずにGSSセンターで明日の成人式の準備のために集まっていた実行委員会、役場職員に中止を依頼したと聞く。そのタイミングは保健所の正式発表以前の段階だったと聞きました。

また、町長が中止の判断をするに当たって、前藍野教育長は相談を受けなかったと聞いています。また、なぜに夏の成人式を第7波のピークであり、一宮町でも1日当たり多い日では43人出ていても強行したのか。コロナ対策を考えると、なぜに広い会場でやらなかったのか。なぜに狭い会場にお金をかけて行うのか。ホテルは、有料の会場で16万5,000円費用をかけ、面積は313平米。無料の会場、これは一宮町GSSセンターは、面積は1,583平米。また参考に、無料会場の一宮町中央公民館、これは面積は216平米、第7波のピークのときに不適切だったのではないかと聞きました。

以下の4点について伺う。

1点目といたしまして、千葉県各自治体での実施状況の動向を把握しているのか。

2点目といたしまして、関係者からは中止の相談は受けていないと聞いているが、中止とした経緯の説明を求める。

3点目といたしまして、中止の判断をしたということは準備に問題があったと考えられるが、その問題とは。

4点目といたしまして、ほかの自治体では全て実施しているので中止の判断は誤っていた

と考えるが、これまでに責任を明確にしていない。謝罪さえもなかったと思います。

町長の考えを伺います。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

渡邊教育課長。

○教育課長（渡邊浩二君） それでは、小林議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の県内での成人式の実施状況ですが、毎年、県の県民生活・文化課が実施している実施予定の調査では、県内54市町村全てがオンラインでの式典も含め実施予定となっておりましたが、最終的な実施状況までは県も調査しておらず、町でも把握しておりません。

2点目の中止とした経緯についてですが、式典前日の1月8日の午後、町内で2人の新型コロナウイルス陽性者の知らせを受け、成人式実行委員会の方々に開催の可否について議論していただきましたが、そのさなかに新たに3人目の陽性者の報告が入りました。町内では約4か月ぶりの新規陽性者で、しかも相互関係のない方がいきなり3人も陽性になったことは前例がありませんでした。

町といたしましても、感染防止対策を強化しての開催の可能性を探りましたが、最終的に式の前後における接触を避ける見通しが立たなかったため、やむを得ず実行委員会の皆様にご願いをして中止の判断をしたところです。

次に、3点目の準備に問題があったのではということについてですが、式典での密を防ぐため、これまで公民館で行っていた会場をGSSセンターのアリーナに移動し、座席の間隔を広く開けるなど、感染対策の準備は十分に行っていました。しかしながら、町内における急激な感染拡大を受け、先ほど申し上げました理由から中止の判断に至ったところですが、事前に検査キットを配付するなど、陽性者が発生した場合の備えが十分ではなかった点については深く反省しているところです。

次に、4点目の責任の明確化と謝罪ということについてですが、新型コロナウイルスという誰も経験したことがないウイルスとの格闘の中で、今回の判断が正しかったのか、また、あるいは誤りだったのかにつきましては、町民の皆様がそれぞれの思いをお持ちだと思いますので、私どもはそのご意見を真摯に受け止め、今後の対応に反映していきたいと考えております。

また、謝罪につきましては、成人式当日朝の防災行政無線と町の広報紙で町長から町民の皆様へおわびさせていただきました。今回は突然の中止で、新成人やその関係者の方々には

大変ご迷惑をおかけしましたが、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点からご理解をいただければと考えております。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。

再質問ですが、県内では51が会場で実施、2自治体はオンラインで成人式を開催したと聞いています。中止したのは一宮町だけで、ほかは実施した。ほかの自治体同様に、当町でも十分な対策をした実施計画で臨んでいればと聞いている。

成人式実行委員会に開催を議論してもらったと言いますが、議論させることを教育長は承知をしていたのですか。教育長に相談もせず中止の議論をさせたのですか。責任を実行委員会に転嫁していませんか。また、町内で1か月ぶりの新規陽性者とのことですが、また、接触を避ける見通しが立たなかったためとのことですが、ほかの自治体では見通しが立っていた。準備ができていたとのことです。中止の責任、準備不足の責任をどう考えますか。

開催した自治体を聞いたところ、事前に健康チェックシートを配り、入場の際の検温、来賓を極力減らし、時間を短縮して、写真撮影のときだけはマスクを外し開催したと聞いています。町長の判断は間違いではなかったのかを伺います。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 再質問にお答えを申し上げます。

まず、教育長に相談を差し上げたかどうかでございますけれども、私は2回電話でお話をいたしまして、私の認識を申し上げてご承諾をいただきました。ですので、教育長には私としては十分情報を差し上げたと存じます。

それから実行委員会の皆さんとというのは、あるいはその現場にいた職員の諸君とというのはそこで私ども、この複数の来源の分からない新規感染の方が報告されましたので、これは前代未聞のことでしたので、私どもは、デルタ株までの非常に危険度の高い、毒性の強い病原体であるという、その経験を基に判断いたしましたので、非常に危険だと考えたわけで

あります。

そこで実行委員会の、そこには教育長はいらっしゃいませんでしたので、実行委員会の諸君あるいは職員の諸君と、これはどうしたものかということで考えました。様々な実は道を考えまして、私どもとしてはそこで行おうかという選択肢も実はつくりました。最終的に、しかしここで先ほど課長から申しあげましたように、事前事後の十分な接触を避けることができない。これによって疾病の拡大が起こったのでは、大変私どもは皆様に説明がつかないということ、これが最終的に何ともし難かった。

そして、私、今、小林議員のお話の中で、検査の健康チェックシートですか、そうしたものをなどを配付してやるということがあったんじゃないかと、それはおっしゃるとおりでございます。私どもは、実はこのとき、従来型、実は一宮町がちょっと多少よそと違ったのかもしれないませんが、事前の出席者の方を固定していなかったんであります。どうぞお越しになられる方は皆さんどうぞという形。それで、私ども、これは本当にうかつだったと、私はそのことについては、議会の全体会議の場だったかと存じますが、おわびを申しあげた次第でございます。また、広報でもおわびを申しあげたんですけれども、私の想像力が不足しておりました。

こういった急激な感染の拡大があるとすれば、確実にどなたがお見えになるかを確定した上で、検査キットを差し上げて、そしてその結果をもってお越しいただくと。そして整然と入場していただいて、皆様にもご注意を差し上げて、事前事後の密集も起きないということを確認しながら進むべきだったと思います。それを従前型のことでやっていたというのは、本当に私のこれらうかつでございます、おわびを申しあげる次第であります。

そうしたことから、私はデルタ株の危険性というものが大変強く意識されておりましたので、その3名の方が陽性に急になられたということで、その現場で皆さんとお話をして、十分私は根拠を持って自分の判断を決めまして、そして教育長にもご相談を差し上げて、2回お話をさせていただきましたけれども、この判断を最終的に決めさせていただいたということでございます。

私としては、独断あるいは根拠のない専横というのは絶対してはいけないことだというふうに考えておりますので、そこはそういったことのご懸念はいただいたんだと思いますけれども、私としてはできる限りそれを避けるように行動をさせていただいたつもりでございます。

ということでございますので、感染症を下げるということで、私は決断をさせていただき

ました。しかし、現実に楽しみにされていた皆様には大変残念な思いを差し上げました。また、事前にきちんとした形であれば行くこともできましたので、これは私の想像力の不足であったということで、改めておわびを申し上げる次第でございます。

また、夏につきましては、また、あるいはまだご質問いただけるかもしれませんが、換気その他の点で冷房がございませんので、町のGSSセンターですと。それでホテルのほうへ取らせていただいたということでございました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

6番、小林正満君。

○6番（小林正満君） 6番、小林です。

再々質問ですが、真っ先に事業実施の責任者である教育長と教育課長の3者で協議をした上で、実施の可否を決定してから、実行委員会との話し合いをするのが正しいやり方です。相談する時間があるのに事後承諾で何でも決めるのは間違いです。これでは責任者不在で決定しているので、教育長、教育課長は要らないのでは。

このようなやり方で、万一町に重大な事故や災害があった際の危機管理上で、間違った判断を一人でするようになってしまうのではないかと心配です。今後、このようなことが二度とないようにしていただきたい。町長、ここでしっかりとお答えください。

以上。

○議長（鶴沢清永君） 再々質問が終わりました。

答弁をお願いします。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私は、教育課長はたしかその場にいたと思いますので十分意見を交換したと記憶します。

それから、実行委員会につきましては、これは教育長とも事前に相談しておったんですけども、私ども、様々なことは確かに私どもが実施責任者であるんですけども、実際の運営についてはできる限り実行委員会の皆様、要するに実行委員会として、当事者として委員会を組んでいただいていますので、大きな、基本的にその決定権を皆様にもお委ねしたいとそうように考えておりました。ですので、この件については、私はそうしたこれまでの進め方の原則で行って、教育長もそこはご了解いただけたというふうに考えております。

いずれにしていたしましても、私独断で根拠なく判断して、皆様に大変な、後に負の結果を差し上げるといふことは、私としても決してしてはいけないことだと思っておりますので、それはおっしゃるとおり今後も肝に銘じてまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 以上で小林正満君の一般質問を終わります。

◇ 宇佐美 信 幸 君

○議長（鵜沢清永君） 次に、2番、宇佐美信幸君の一般質問を行います。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 2番、宇佐美信幸です。本日初めての一般質問となります。よろしくお願ひいたします。

本日は、大きく分けて3つの質問をさせていただきます。

まず初めの質問です。それぞれ分けて質問させていただきます。まず初めの質問ですが、玉前神社の商店街に関して質問をさせていただきます。

町のシンボルでもあります玉前神社、その周辺の商店街は、かつての活気を失って長い年月がたっております。このまま何もしないという状態を続けることは、将来のさらなる衰退が危惧されます。

そこで、町として現状をどのように捉えているのか。また、具体的な課題解決に向けた検討策があればお聞かせください。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） ただいまの玉前神社周辺の商店街についてお答えさせていただきます。

商店街を取り巻く環境は、人口減少や高齢化、そしてITの進展など社会情勢の急激な変化に伴い、空き店舗は増加傾向にあり、商店街のにぎわいに非常に大きな影響を及ぼしております。

町では、これまで商店街の活性化や地域の魅力づくりにつながる取組に対しまして、国や県の補助事業を活用するなどし支援を行ってまいりました。しかし、空き店舗の活用においては、店舗の老朽化や店舗併用住宅、そして所有者の高齢化など多くの課題があることから、

活用が図られておりません。そのため、今後も商工会と連携を図りながら意見を伺い、効果的な活用につなげてまいりたいと考えております。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 再質問はありませんが、提案と要望を述べさせていただきます。

かつて商店街というのは日常消費の場所でありましたけれども、現在は日常消費の場所は郊外の大型店舗などに移っているということは皆さんご存じのどおりだと思います。つまり、かつての日常消費の場所を思い描いて活性化を考えていってはいけないというふうに私は思っております。

そのためには、まず、1つ目に観光消費、これを考えなくてはいけないというふうに思います。一宮町の商店街が一般的な周辺の商店街と大きく異なる点、これはまさに町のシンボルである玉前神社があるということです。ぜひこの玉前神社を活用した活性化を検討していきたいと、そのように思います。

また、2つ目ですけれども、地域の方がどうしたら商店街に足を運ぶのか、これを考える必要もあると思います。今、商店街には、銀行、そして郵便局がありますけれども、そこには人が来ております。これはなぜかという、必要な機能だからだというふうに思います。

そこで、発想の転換をして、必要な機能を空き店舗を活用して設置する、こういった考え方もあるのではないかとこのように思います。住民サービスを受けることができる機能、図書館とかそういった機能を、様々な機能が考えられると思いますけれども、これを空き店舗のほうに設置すると。また、リモートワークが今はやっていますけれども、リモートワーク中心の中小企業などを誘致してもよいかと思えます。あとは何よりも駐車場が必要だというふうに私は思います。車社会の昨今、分かりやすく入りやすい駐車場、これは必須な条件だと思っております。

ただ、これらを民間レベルでやろうとしても何も進まないというふうに思います。ぜひ町がイニシアチブを取って、ランドデザインを作成し、支援していかなくてはなかなか進まない。これは全国的な課題でもありますし、これだという解決策があるものではない、こういった事情は重々承知をしておりますし、また、財政的な課題というのも大きな問題だと思いますけれども、どうぞ積極的な検討、関わりをお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目は、観光に関する質問で2点ほど質問があります。一つずつ質問させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（鵜沢清永君） はい、どうぞ。

○2番（宇佐美信幸君） まず1つ目ですけれども、観光ソフトインフラ整備に関する質問です。

オリンピックを契機に、町内の公共Wi-Fi、いわゆる無線LANですね、の整備とか、町内店舗でのキャッシュレス決済の普及、多言語化など、いわゆる観光ソフトインフラ整備というふうには私は呼んでおりますけれども、これが普及するというふうには期待をしましたが、残念ながらコロナ禍、また、無観客の開催で大きな進展がありませんでした。

しかし、世の中、ウィズコロナ時代の新たな段階に入り、多くの方が移動もしておりますし、いろいろな行事、イベントなんかも再開をしております。国内外問わず観光が復活しつつある昨今、今後オリンピック開催地という、この一宮町のレガシーを生かして観光政策を進めていくと期待しておりますけれども、その際に観光のソフトインフラ整備というのは非常に重要であると改めて思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、ただいまのご質問についてお答えさせていただきます。

観光インフラ整備についてですが、議員のご指摘のとおり、観光におけるこのインフラ整備というのが必要なものと認識しております。これまでWi-Fi環境整備につきましては、駅前観光案内所や一宮海岸広場に整備し、さらに、今年度オリンピック会場となった釣ヶ崎海岸、こちらに新たにオープンしました施設、ステラ釣ヶ崎ですが、こちらにおいても整備を行っております。今後も、町有施設への整備を進め、Wi-Fi環境整備を積極的に推進してまいりたいと思います。

また、キャッシュレス化の推進についてでございますが、今後の労働人口の減少に対する省力化、また、あるいは販売データの利活用による経済展開など、町内事業者の経営力強化につながるものだけでなく、交流人口や、消費の拡大を含め、地域経済の活性化を推進する上で必要なものと認識しております。

これまでキャッシュレス化の推進に当たり、商工会によります基礎知識の向上を中心としたセミナーの開催や、キャッシュレス決済を提供する事業者による訪問相談などを実施し、多くの事業者が導入を行い、キャッシュレス対応は着実に進んでおります。

しかし、一方でキャッシュレス決済の普及推進には課題もあります。店舗では端末の設置費用や手数料など、このコストがかかるほか、現場スタッフの教育などの負担が生じます。今後はこのようなメリットや課題などを踏まえ、キャッシュレス決済の普及推進に取り組んでまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 再質問ではありませんけれども、観光ソフトインフラ整備の重要性を認識していただいているということで、引き続き積極的な推進をよろしくお願ひしたいと思います。キャッシュレス決済は、店主がご高齢だとなかなか導入が難しいと思いますので、手厚い支援をお願ひしたいと思います。

また、全国旅行支援というのを今やっていますけれども、来年延長が決まったようですが、来年からは原則電子クーポンになるというニュースも出ておりますので、そういった事業者が取り残されないように、キャッシュレス決済の導入と併せて支援をお願ひしたいと思います。

それでは、続いて次の観光に関する2問目の質問にいききたいと思います。

観光という視点に立ちますと、いわゆる自治体の境界というのは無意味なものであります。周辺のお市町村と連携し、面つまりエリアで売っていくということが必要であります。観光に関する地域連携の現状と、今後の計画や目指す目標をお聞かせください。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、観光の地域連携についてお答えさせていただきます。

観光振興のためには、各市町村にある観光コンテンツ、これらを組み合わせて魅力を一層高め、広域的な周遊につなげていくことが活性化させる上で大変重要であります。現在、ち

ばプロモーション協議会では、交通、宿泊関係などの観光事業者や市町村が連携いたしまして、オール千葉で観光資源の発掘や磨き上げなどを行い、周遊ルートづくりに向けた取組、さらには県内各地に点在しますお酒や花、そして歴史など共通のコンテンツをテーマごとにまとめて情報発信し、県内の周遊につなげる取組を行っております。

また、近隣においても郡内市町村によります長生地域観光連盟、そして九十九里地域の市町村で組織いたします九十九里浜観光振興活性化連絡協議会のほか、中房総観光推進ネットワーク協議会など、関係する市町村や事業者の方々により新たな取組に向けた意見交換を行っております。

今後も各市町村や関係機関などと連携いたしまして、それぞれの観光地が連動して誘客力を高める取組を一層進めてまいりたいと思います。

答弁は以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 再質問はありません。要望を述べさせていただきます。

大きく分けて長生地域、九十九里地域、中房総地域、そして千葉県全体という、そういった枠組みがあるということを理解いたしました。観光客の視点に立って、ぜひ面でモデルコースを検討するなど、外房観光の拠点に、今、一宮町がなりつつありますので、ぜひ一宮町が先頭に立って進めていっていただきたいというふうに思います。

また、千葉県の玄関口である成田空港エリア、こちらと連携することも検討していただきたいというふうに思います。成田空港は国際空港というイメージが強いですが、今やLCCの拠点にもなっておりますので、国内外問わず人が集まる場所になっております。ですので、ぜひ成田空港エリアとの連携も検討し連携していただきたいと、そのように思います。

それでは、続いて大きな3問目の質問に移らせていただきます。

○議長（鶴沢清永君） どうぞ。

○2番（宇佐美信幸君） 3問目は、子育て関連の質問をさせていただきます。

乳幼児やその保護者だけでなく児童まで利用できる児童館ですが、残念ながら千葉県は令和3年度厚生労働省子ども・子育て支援推進調査研究事業の児童館の運営及び活動に関する調査研究、この研究によりますと、設置率が千葉県は46.3%、非常に低い数値になっていま

す。ですので、この児童館というのはあまりなじみがない方が多いかもしれません。一方で、周辺を見ますと、東京都は93%、埼玉県は84.1%の設置率となっております。

そこで私は、移住してくる方が昨今、一宮町は多いです。また、実際に私も子供を育てておりますが、そういった世代としてでも、この児童館の機能が重要だというふうに思います。子供を天候に関係なく遊ばせることができたり、子育ての相談ができたり、情報交換や収集ができたり、世代間交流などができる場所、また、そこに子育て関連の事務手続窓口を併せ持っていることが理想ではあります。

しかし、児童館という箱を造る、これは財政的な課題がある、そういったことは重々承知しております。そのため、まずは空いている公共施設などを有効活用し、児童館の機能をスモールスタートでもいいので導入することを期待しますが、いかがでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、ただいまの宇佐美議員のご質問にお答えいたします。

以前行った子育て世代のニーズ調査でも、子供の相談や異年齢の子供とその保護者の交流の場所となる児童館の要望が多く見られましたが、宇佐美議員のご指摘のとおり、児童館単独での建設は財政面での課題等もあり、大変難しい状況であると考えております。

今後、公共施設の建て替え等建設の際には、児童館機能の併設の可能性について担当課と協議してまいります。当面、就学前までの親子での利用に限られますが、保健センター内のあそびの広場を活用し、保育士等による遊びの提供や保育相談などの実施について検討してまいります。

また、町内の保育施設で行っている子育て中の親子の交流促進、保育士による子育て相談、園庭開放、在宅児と園児の交流などを、多くの子育て世代の方々に利用していただけるように一層周知してまいります。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

2番、宇佐美信幸君。

○2番（宇佐美信幸君） 再質問はありませんけれども、最後に要望を述べさせていただきます。

す。

実際に要望が多いということでご答弁の中にもありましたけれども、ぜひ公共施設の建て替えの際には、児童館の機能を併設するようお願いしたいと思います。

また、保健センターのあそびの広場の活用、保育士さんなどによる遊びの提供や、保育相談を検討していただけるとのこと、ぜひこれを早急に検討し、着手していただくようお願いいたします。子供は日々成長していきますので待ったなしです。ぜひスピード感を持って取り組んでいただくよう、よろしくようお願いいたします。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鶴沢清永君） 以上で宇佐美信幸君の一般質問を終わります。

◇ 藤 井 幸 恵 君

○議長（鶴沢清永君） 次に、3番、藤井幸恵君の一般質問を行います。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

全部で3つの質問がありますので、一つずつお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） どうぞ。

○3番（藤井幸恵君） 1、ファミリーサポートセンター制度について。

地域で子育てを支える仕組み、ファミリーサポートセンター制度について伺います。

この制度は、多様な子育て世帯のニーズに対して、既存の支援では足りない部分を補うのに最適な事業ですが、一宮町では現在実施されておりません。ファミリーサポートセンター制度について、町ではどのように考え、実施の予定はあるのかを質問いたします。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

小柳子育て支援課長。

○子育て支援課長（小柳 薫君） それでは、ただいまの藤井議員のご質問にお答えいたします。

ファミリーサポートセンター事業は、子供の送迎や預かりなど、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が地域で相互援助を行うもので、既存の支援では補えない部分をカバーするものと認識しておりますが、現在当町では事業として実施しておりません。

来年度は次期一宮町子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の年になりますので、子育

て世代のニーズを把握し、事業導入の必要性について見極めてまいります。

また、近隣市町村では茂原市が実施しておりますので、事業の運営状況等、情報収集を今後行ってまいります。

以上です。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

再質問はございませんが、一言。県のホームページからの引用ですが、令和3年6月時点、千葉県内では33の自治体で実施されております。核家族での子育て移住者の多い一宮町には必要な支援だと考えます。地域全体で子育てを見守り、応援するという強いメッセージでもあります。子育て世帯へのニーズ調査の中では、毎回寄せられている切実な要望ですので、茂原市へ視察に行くなど、ぜひ次につながるアクションを起こしていただければと思います。

続いて、次の質問に移ります。

○議長（鵜沢清永君） どうぞ。

○3番（藤井幸恵君） 町の無料駐輪場について伺います。

指定のスペースではない駐輪や、乱雑に置かれた放置自転車など見受けられますが、現状を伺います。また、利用者の声を反映させた適切な整備がなされているのかも併せて答弁をお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、ただいまの駐輪場整備についてお答えさせていただきます。

この無料駐輪場は、駅周辺の放置自転車問題を解消するため、平成27年度に町資材置場の一角に開設をいたしました。資材置場としての併用であるため、トラックの進入路や資材等の置場も確保しなければならず、しっかりとした自転車置場の整備は難しいものと考えております。

駐輪場の現状は、指定された場所以外である出入口付近の通路に駐輪されたり、放置自転車と思われる自転車が多くあったりと、散乱した状態にあると言えます。これらの対策とい

たしましては、これまでも放置自転車の撤去や利用上の注意看板を設置するなど、散乱防止に努めてまいりましたが、効果は一時的なものでございました。

今後この限られたスペースを有効に使用するため、放置自転車の撤去の強化や広報などを通じて、さらなるマナーの向上を訴えてまいりたいと考えております。町民の皆様にも、駐輪場所を守る、自転車を放置しないなど、皆様が利用しやすい環境づくりのために、今後さらなるご協力をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。再質問いたします。

夜間時の照明や地面の舗装など、利用者からの要望が出ております。このことについてはいかがでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） 先ほど回答させていただいた部分と重複するところもありますが、資材置場としての併用でもあり、恒久的な整備が難しい状況ではあります。

また、ご指摘のように夜間が暗いなどの状況がございますので、利用者の皆様が安心して利用できるよう、限られた条件の下、可能な整備を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。再々質問はありませんが、一言申し上げます。

この無料駐輪場ができるまでは、駅周辺には放置自転車が目立ち、町の景観を損ねていましたが、今はそれも格段に減り、駐輪場が設置されたことで町の環境美化に一役買っているのだと感じています。利用者がそれだけ多い、必要とされている駐輪場です。今後も無料での利用を維持するためにも、住民の皆様への注意喚起や働きかけ、できることは自分たちでやるという姿勢で、私自身も一住民として住みよいまちづくりに貢献できればと思います。

続いて、次の質問に移ります。

○議長（鶴沢清永君） どうぞ。

○3番（藤井幸恵君） 3つ目の質問です。町長の政治姿勢について伺います。

町長に就任してから現在まで実施した事業等の成果について、ご自分が町長だからできた、馬淵昌也でなければできなかったことは何でしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員のご質問にお答えを申し上げます。

私でなければできなかったこと、そういうことになりますと、ハード面にもいろいろ脳裏に浮かぶことはございますが、オリンピックにいたしましてもコロナにいたしましても、あるいは、今鋭意取り組んでおります老朽施設の改修にしても、その対応に個性が現れる部分があるにせよ、そもそもこれは外部からのファクターにいかに対応するかということになりますので、その意味では私の主体性の発揮というものは限定的になろうかと思えます。

そういったことを取りあえず置きまして、ソフト面のほうを実際に町政運営でどのように行ってきたかということにつきましては、こちらは私がある程度選択が可能でございます。その中で独自性を私なりに確保した面は数多くあったのではないかと思います。以下では少々整理して申し上げます。

まず1つ目、徹底的に追及したこととしまして、日常的に幅広い町民の皆様とお目にかかって、お話を交わす機会を意識して多く持つように努力をいたしました。登板以来6年になりますが、大変多くの町民の皆様と複数回お目にかかり、お話を交わす機会を持たせていただきました。

その中で、よく皆様からおっしゃっていただくことは、かつていないほどに町長と町民のお一人お一人との距離が近くなったということでもあります。町長なり町役場なりが何を考えているかご理解をいただき、また、何かがあれば町民の皆様から遠慮することなく率直に私どもにおっしゃっていただける、そのような比較的気さくなご縁というものを、今、私は町長として多くの皆様、町民の皆様と結ばせていただいているということ、一つの心証を持っております。こうした相互の安心感、これは信頼感というものは小さな自治体でよいまちづくりをしていくため、最も重要なことだと私は考えております。

また、役場スタッフと私とも、なるべく風通しのよい関係ということに努めてまいりまし

た。現在は、これは私のほうの感触でございますけれども、あるいは職員の皆さんに議員のほうからお伺いいただければと思いますけれども、私に対して臆することなく物が言え、私からの不当な力の行使はない職場であるというふうに、職員の皆さんは私の指揮に対して基本的に信頼を寄せてくださっているのではないかと考えております。

役場の仕事は集団で行う業務ですので、相互信頼が大変重要です。今はチームワーク、チームスピリットをうまく構成できていると思うところであります。これも町の皆様に最良の行政サービスを差し上げるにおいて、なくてはならない前提条件であると私は考えております。意識的にこれを構築してまいりました。

また、3つ目ですけれども、常に現場を大事にする方針を貫いてまいりました。問題が提起された場合、できる限り自らも現場に赴いて、状況に対する認識を住民の皆様、関係者の皆様、そして役場のスタッフの皆さんと共有した上で、各方面の意見を踏まえて、最もよい解決策を共に策定するという事に努めてまいりました。そこで、課題に対する拙劣な対応で後に禍根を残すということは、最小限にとどめられていると私は考えております。これも意識的に追求してまいりました。

4つ目、さらに申し上げますと、公共、民間を問わず町の外部に位置する様々な関係機関の皆様とも緊密で友好的な関係を持続的に築いてこられたと思います。私自身が先頭に立って皆様と何度もお目にかかって率直に話を交わし、共に責任を担う志を共有させていただくということを通じて、総合的な信頼関係を結ぶことができたからだと存じております。オリンピックでも災害でも、これまで各方面の皆様との連携は、私からするとうまく進むことが大変多かったと感じております。これも私が意識して追及したことでございます。

ほかにもたくさんありますけれども、総括的には以上のことは私がある程度独自なことというふうに感じております。こうしたことを通じて、ハード面での対応についても状況にフィットした、拙劣のそしりをいただくことの少ない成果を上げることができたのではないかと考えております。

最終的には、藤井議員をはじめ町民の皆様のご評価にお任せするところであります。ただ、私の主観によりますと、これまでのことは、今申し上げたことは、よく多くの方からおっしゃっていただきますので、一定程度真実ではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（鶴沢清永君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

住民の皆様、役場スタッフ、各関係機関等と話を交わす機会を多く持ち、相互理解を深め、相互の信頼関係が築けたとのこと、承知しました。

では、再質問いたします。

1、そうした中で、町長が把握された様々な視点による町の現状と課題があると思いますが、それはどんなものでしょうか。

2、それらの解消、解決に向けて、どんな施策を講じてこられたのでしょうか。

以上2点、答弁を求めます。

○議長（鵜沢清永君） 再質問が終わりました。

ただいまの質問に対する答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤井議員の再質問にお答えを差し上げます。

私が今申し上げたような営みを通じて、どのような町の現状と課題が把握できたかということについてご質問を1つ目いただきました。また、それらの解消解決に向けて、どうした、どのような施策を行ってきたかということをご質問として頂戴しました。

相互に関連がありますのでまとめた形になりますけれども、まず私がこうしたことを通じて感じましたことは、今の制度的な枠組み、あるいは歴史的な慣行ということもあるんですけども、その中で、町が行政として皆様に差し上げられることと、それから、ここから先は民間の皆様にお力を発揮していただかないとどうにもならないなというところとの、その区分というもの、これについて私は、こういうふうになっているのかという、かなり現状についてのはっきりした認識を得ることができました。

例えば防災を一つ例に取りますと、先ほど来防災のお話は皆様から頂戴しているわけですが、津波災害について申し上げますと、7キロにわたる海岸線、九十九里浜であります。そこに物理的に津波被害を全く受けないようにするには、今、千葉県は予測ですと10.2メートルが最大だと言っておりますので、15メートルほどの護岸堤防を造ることということが物理的な100%の安全を確保するための道だと思います。

しかし、これは技術的に15メートルが不可能とは言えないと思いますけれども、県のお仕事となるわけですが、予算的には極めて難しい。恐らくなかなかこれを認めていただくのは難しいと思うものであります。しかも、そうした堤防を築いて町を守るとなると、今度

は日常生活の中で私ども人間の暮らしと海とが完全に切り離されてしまいます。完全とは言わないまでも、ほとんど切り離されてしまいます。そうしますと、せっかく一宮、魅力の一つは海だということをございます。そうした海岸の利用ということが極小になってしまいますので、これは望ましくない面があります。

とすると、海岸を護岸によって津波に対して防護するというのは、今6メートルですけれども、あるレベルでとどめるということが必要になってきます。そうしますと、現在県が6メートルから6.5メートルで整備をしていただきました。町が今度やるべきことは何か、発災時に確実に安全な場所まで逃げていただく、避難行動を住民の皆様あるいは来訪者の皆様に即時に起動していただけるようにする、そういうふうなソフト関係が、今、町の課題として何より必要なんだということが見えてくるわけであります。

そういったことで私どもは今、確実に発災時、情報を海岸部にいらっしゃる方にお伝えする手段をさらに増強しなきゃいけない。それから、日常的に皆様に当事者として、発災時はどこへどういうふうに逃げたらいいのか、そういうことを体得しておいていただかなきゃいけない。そういうことを私どもは課題として明確に意識をして持っております。こういったことにどうやってこれをマキシマムまで上げていくかということで、今、職員の諸君と腐心をしているところであります。

ほかでも、今ご質問いただきました宇佐美議員も、もう少し行政の関与を強めるようにというふうにおっしゃっていただいたんですけども、様々なことでこの行政が今できること、できないことというのが動いてはいくんですけども、その中で、しかし今の段階ではこれが最良ということ、なかなか役場のほうでも、住民のほうでも、どこにその一番いい定点があるのかが、必ずしも分かっていないということが多いんであります。

それを私は、この微に入り細をうがって、現場を見て皆様とお話する中で、かなり少なくとも現状についてはよく見えるようになったなというふうに感じております。これは、今の枠組みの下で最良の施策を導くには、一番有効な認識として機能しているのではないかなというふうに思っております。

これも先ほど小林議員からおっしゃっていただいたんですけども、私の独断でそういうことを形成するのではなくて、できる限り多くの方と共有しながらそういう認識を構成するというふうに努めておりますので、私としては、この路線で今後もいければというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○議長（鵜沢清永君） 答弁が終わりました。

再々質問ありますか。

3番、藤井幸恵君。

○3番（藤井幸恵君） 3番、藤井幸恵です。

再々質問はありませんが、最後に一言意見を述べさせていただきます。

行政のなすべきこと、なし得ることの区分や境界が、より明瞭に認識できたということですね。よく分かりました。率直に申し上げて非常に残念です。最初の答弁でもそうでしたが、具体的な施策、具体的な事業名は一切出てこない。とても残念に思います。

あなたが町長に就任されて6年になります。その6年の成果を問われ、自分にしかできなかったこととして、1つ、親しみやすい町長、2つ、町ができることの境界が明瞭となったとおっしゃる。これが馬淵町長の政治姿勢を現している答弁です。私たち議員も、住民の皆様も、このことをしっかりと受け止めなければなりません。

今日のやり取りで見えてきたことです。町長は最初の答弁の冒頭で、外部からのファクターにどう対応するか、主体性の発揮は限られるとおっしゃいましたが、本当にそういうものなのでしょうか。外部からのファクターがあってから動くのでは遅いではありませんか。主体性の発揮が限られるとの考えは、何とも場当たりの計画性がなく、受け身な政治姿勢であると感じます。町長がそれでは、役場の職員も主体性を持たず、言われたことだけをこなす受動的な働き方になってしまうのではないのでしょうか。

また、最初の答弁の終わりの部分、拙劣のそしりをいただくことの少ない成果とおっしゃいました。ここに町長の本音がよく現れていると思います。失敗をしたくない、非難されたくない。それゆえに慎重になるのは分かりますが、であればなおのこと前もって計画的、戦略的な政策を講じていくべきではありませんか。馬淵昌也ならできると期待し一票を投じた住民の皆様もそれを望んでおります。

3月議会では、馬淵町長が選挙時にうたっておられた、まちづくりをするための一宮町だからこそのこの事業という審議ができることを私も期待しております。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鵜沢清永君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ご意見をありがとうございます。

私としては、では一つ具体的なことを申し上げます。これは対応したほうでございませけれども、私どもの町にオリンピックが決まったとき、大変実は子供さん方に対して悪質なア

プローチというのが次々に生じまして、非常に通学の危険というものが高まりました。

そのとき、教育課の諸君とよく協議をしまして、また、学校のほうにもお願いをしまして、そのときは、地区社協の皆様、それから区長の皆様のご協力も仰ぎまして、大きな町中の道の地図を作りまして、通学路を一本一本全て記載して、どこからどういうふうに通っていらっしゃるかを明示することにしました。各区とそれから地区社協の皆様から、どこに危険があるかということをお教えいただきまして、そこを一つずつ、どうやってその危険を除去するかということをお共に考えて進みました。現在でも教育長室にその地図はそのまま掲示されていると思います。

もちろん人が替わっているわけなので、生徒さんがどこに何人いらっしゃるというのは少し変化があるわけなんですけれども、これで学校あるいは保護者の皆様と何度もやり取りをした挙げ句に、今、実は集団でなるべく下校していただくという形を取っておりまして、一宮小と東浪見小とそれぞれ違う形なんですけれども、学校、保護者の方々と私どものほうで、合意の下に今1人では帰らない形を行っています。

このことを行ってから今日に至るまで、幸いにも一宮町で非常に頻々と続いていた子供さん方への悪質なアクセスはなくなりました。そういうことで、私はこれは本当に今申し上げたような形で効果を上げた一つの例だと思っております。

そのほか、例えばハードにつきましても申し上げれば本当に山ほどあります。ただ、それはどこが私のもので、どこが私のものでないのかという議論にもなりますから、あえて申し上げませんがそういうことでございます。

それから、計画のことについてなんですけれども、今、公共建築の今後更新の計画をつくっておるんですけれども、間もなく皆様に具体的な実施についての見通しをご報告ができるようになろうかと思っております。そういった中で、私が決して盲目的に動いているわけではないということをご確認いただければと思うところであります。よろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（鶴沢清永君） 以上で藤井幸恵君の一般質問を終わります。

これをおもちまして通告された一般質問は全て終了いたしました。

ここで会議再開後1時間18分経過しますので、ここで15分程度の休憩といたします。

会議再開は14時35分の予定です。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時34分

○議長（鶴沢清永君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第6、議案第1号 一宮町印鑑条例及び一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、議案第1号 一宮町印鑑条例及び一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案つづりの1ページをお願いいたします。

本条例の改正でございますが、コンビニエンスストア等における証明書の自動交付サービスを令和5年3月1日から開始することに伴い、関連する条例の整備が必要となり、所要の改正を行うためでございます。

初めに、第1条の一宮町印鑑条例の一部改正についてご説明をいたします。

今回改正をいたします第12条は、印鑑登録証明の申請について規定しているもので、窓口で登録証明を受けようとするときは印鑑登録証を提示していただくことにより交付を行っておりますが、個人番号カードの利用による交付申請を可能とするため、第1項にただし書の規定を加えるものでございます。

また、第2項につきましては、今回新たに項を追加するもので、個人番号カードと暗証番号等の入力により、コンビニ等のマルチコピー機から印鑑登録証明書の交付を受けられるようにするための規定を加えるものでございます。

続きまして、議案つづりの2ページをお願いいたします。

第2条の一宮町手数料徴収条例の一部改正についてご説明をいたします。

住民票の手数料につきましては、現在1件、1枚300円であり、1枚増すごとに50円を徴収しております。コンビニ等の交付では、1枚を増すごとに50円の徴収ができないため、窓口及びコンビニ等での住民票の交付手数料を1件300円に改正するものでございます。

附則でございますが、この条例は令和5年3月1日から施行するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、議案第1号 一宮町印鑑条例及び一宮町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(鵜沢清永君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(鵜沢清永君) 日程第7、議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長(諸岡 昇君) それでは、議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの3ページをお願いいたします。

本改正は、地方公務員法第28条第4項の規定に基づく職員の失職の特例が町の条例に定められていないため、地方公務員法第16条の欠格事項に該当した場合、過失等の情状を考慮することなく失職してしまいます。そのため、情状等を考慮できる特例規定を今回追加するものでございます。

第1条は、引用する地方公務員法第28条第4項を加えるものでございます。

次に、第5条を第6条として、第4条の次に、失職の特例を第5条として追加するものでございます。

具体的に第5条としましては、任命権者は法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたものについては、

その情状を考慮して特に必要があると認めたとときに限りその職を失わないものとするができる。

2項としまして、前項の規定によりその職を失わなかった職員が当該刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失うものとするを改正するものでございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、議案第2号 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第8、議案第3号 一宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第3号 一宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの5ページをお願いいたします。

本改正は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、町職員の定年年齢の引上げに伴う諸制度を整備するものでございます。

初めに、本条はこれまでは5条からなる条例でございましたが、14条まで増えますので、

章立てをして目次を付すものがございます。

第1章の総則の第1条は、本条例の趣旨になります。

ここに引用している地方公務員法の改正部分を反映させるもので、法第22条の4は定年前再任用、次の6ページの1行目、第28条の2は管理監督職の上限年齢による降任、次の28条の5は降任の特例、28条の6は定年による退職等を加えるものがございます。

第2章の定年制度の第3条は、定年年齢を60歳から65歳に引き上げるものがございます。

次の第4条につきましては、定年に達した者の勤務の延長を定めるものがございます。

次に、7ページの第3章、管理監督職勤務上限年齢制、これは役職定年制でございますけれども、これを定めるものとなっております。

次の第6条につきましては、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督者を定めるもので、給与条例の管理職手当を受給するものとするものがございます。

第7条につきましては、管理監督職勤務上限年齢を定めるもので、上限を60歳とするものがございます。

第8条は、上限年齢に達した者について、他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定めるもので、平等の原則や任用の根本基準、不利益取扱いの禁止など遵守すべき基準を定めるものがございます。

下から3行目の第9条は、管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定めるもので、高度の知識や技能、経験を必要とする場合や、勤務条件に特殊性がある場合など、例外として降任までの異動期間を延長して特例任用ができるものがございます。

次に、8ページをお願いします。

下から8行目、第10条でございますけれども、特例任用による異動期間の延長等に係る職員の同意を定めるものがございます。

第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置を定めるものとなっております。

次に、第4章の定年前再任用短時間勤務制の第12条は、定年前再任用短時間勤務職員の任用を定めるもので、60歳以降に一度退職した者を、定年年齢まで定年前再任用短時間勤務職員として採用ができることを定めるものがございます。

第13条は、広域など一部事務組合を60歳以降に退職した者を、短時間勤務の職に採用できるものとするものがございます。

第5章の雑則、第14条は規則等への委任を定めるものがございます。

最後に、10ページの中ほど、附則の第1条といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。ただし、附則第11条の規定は、公布の日から施行するものとなっております。

また、附則の第2条以降は、経過措置等を定めるものとなりますので、詳細な説明につきましては省略させていただきたいと思っております。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） これちょっと私も、何か読んでいてよくわからないんですけども、これ60歳を過ぎたら基本的には管理職につけませんよという内容でしたっけ。ただし、特別な場合は、この限りでないというのは。

○議長（鵜沢清永君） 諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） ただいまのご質問のとおり、60歳以上、基本的には60歳で役職は定年となります。ただ特別な、特殊な事情、その者の先ほどちょっとご説明させていただきましたが、その方の特殊性の勤務の条件、特殊な勤務をされている方とか、その方の特別な技術が必要な場合にはそのまま残ることが特例としてできるとするものですが、一般的には60歳で役職は定年となるものでございます。

○議長（鵜沢清永君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する者なし）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、議案第3号 一宮町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第9、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明させていただきます。

議案つづりの17ページをお願いいたします。

第1条は、一宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正するもので、定年前再任用短時間勤務職員を人事行政の運営等の状況報告の対象職員に含めるようにするものでございます。

第2条は、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正するもので、役職定年制の特例により引き続き管理職として勤務する職員は、公益的法人等へ派遣することができないとするものでございます。

次の18ページの第3条、こちらにつきましては職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部を改正するもので、減給処分の発令後に給料月額が変動した場合の規定を整備するものでございます。

第4条は、一宮町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するもので、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める、字句の整備を行うものでございます。

第5条は、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するもので、役職定年制の特例により引き続き管理職として勤務する職員は、育児休業、育児短時間勤務ができないとするものです。また、併せまして再任用職員に係る字句の整備を併せて行います。

次の19ページ、下から5行目の第6条です。こちらにつきましては一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、定年前再任用短時間勤務職員等の給与と60歳超えの常勤職員の給料月額を7割措置に係る規定の整備を行うものでございます。

次に、少し飛んでいただきまして23ページをお願いします。

23ページの表の下になりますけれども、第7条は、一宮町一般職員の旅費に関する条例の一部を改正するもので、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める字句

の整備を行うものでございます。

第8条は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正するもので、地方公務員法第27条第2項で、職員は法律、条例等で定める理由がない場合は、その意に反して降給されることがないとされているため、60歳を超えた職員の7割措置の降給について規定を整備するものでございます。

第9条は、一宮町職員再任用に関する条例の廃止でございます。定年の引上げに伴い現行の再任用制度を廃止するものでございます。なお、現在の再任用の職員につきましては、先ほど議決いただきました議案第3号の経過措置、こちらのほうで対応いたしますので、そのまま引き続き再任用で受けることができます。

最後に附則といたしまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、議案第4号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第10、議案第5号 令和4年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

諸岡総務課長。

○総務課長（諸岡 昇君） それでは、議案第5号 令和4年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの28ページをお願いいたします。

令和4年度一宮町の一般会計補正予算（第4次）は、次に定めるところによる。

第1条でございますけれども、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,724万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億3,918万2,000円とするものでございます。

第2条は繰越明許費の設定になります。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるということで、31ページをお願いいたします。

第2表の繰越明許費ですが、翌年度に繰り越して使用できるものは、7款土木費、4項都市計画費の公共下水道整備事業の3,002万円とするものでございます。これは中央ポンプ場の大規模改修事業の監視制御設備について、価格の高騰を受け仕様の変更が余儀なくなり、工期が来年の7月まで延期されることが見込まれるため繰越明許費を設定するものでございます。

それでは、今回の補正内容を事項別明細書でご説明いたしますので、36ページ、37ページをご覧くださいと思います。

初めに、今回庁舎をはじめとした各公共施設で光熱水費や燃料費の補正が多くありますけれども、これにつきましては電気料やガソリンなどの値上がりによるものでございますので、各項目での説明は省略させていただきます。ご了承願いたいと思います。

それから、説明につきましては、右側の説明欄によりご説明させていただきます。

初めに、大きな項目の3つ目、町有財産管理運営費の14節工事請負費、遊具撤去工事16万5,000円につきましては、遊具の一斉点検で指摘のあった遊具について、危険であることから撤去するものでございます。

その下の、コミュニティ施設管理運営費の修繕料8万5,000円は、東浪見コミュニティセンターの玄関の外灯及び非常警報器の修理でございます。

1つ飛ばしていただきまして、ふるさと応援事業の62万6,000円は、ふるさと納税サイトの業務代行委託料や使用料の増によるものでございます。

次の、交通安全対策事業の交通安全施設整備工事100万円は、通学路合同点検で危険と判

断された箇所や、警察からの改善指導要請のあった事故多発交差点の区画線や停止線など、安全整備工事を行うものでございます。

次の、防犯灯整備事業の修繕料39万3,000円は、防犯灯の塩害による器具の故障や球切れなど17か所の修繕料となります。

次に、39ページをお願いいたします。

社会福祉総務事務運営費の扶助費、福祉タクシー助成金は、利用者が増加したことにより17万4,000円を追加するものでございます。

次に、1つ飛ばしていただきまして、障害者福祉事務運営費の1節報酬4万8,000円は、5年に一度の全国在宅障害者等の実態調査に係る調査員の報酬でございます。

その下の、自立支援事業の19節扶助費4,232万5,000円は、グループホームや就労移行支援などの利用者が増加したことにより、訓練等給付費を追加するものでございます。

次の、自立支援医療給付事業の19節扶助費、身体障害者更生医療給付費320万円は、利用者の増加によるものでございます。

次の、地域生活支援事業の55万2,000円は、日中一時支援や移動支援の利用者の増加により追加補正を行うものでございます。

その次の、保育委託事業の愛光保育園委託料106万7,000円は、保育士、幼稚園教諭などを対象に収入を引き上げるための処遇改善加算分として、今年の2月から9月まで臨時特例事業として措置されておりましたが、10月以降は公定価格において措置されるものでございます。

次の、子ども・子育て支援対策事業の18節負担金補助及び交付金の施設型給付費442万5,000円も、東浪見こども園や一宮どろんこ保育園等への処遇改善加算に加え、新たに未移行幼稚園から子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園があるため、施設型給付費が増加したものでございます。子育てのための施設等利用給付交付金、未移行私立幼稚園の利用が減少したものの、認可外保育施設の利用が増えたため19万3,000円を追加するものでございます。

次に、1つ飛ばしていただきまして、児童公園・児童遊園事業の修繕料219万9,000円は、こちらも一斉点検で指摘のあった新地、白山、新熊それから加納会館、10基の遊具を修繕するものでございます。

14節の工事請負費は、危険な遊具の撤去費27万5,000円でございます。

次の、児童手当支給事業83万円は、児童手当受給対象者の増によるものでございます。

次の、ひとり親家庭等支援事業47万8,000円も、対象者の増によるものでございます。

次に、41ページをお願いいたします。

中ほど、農業振興事業、18節負担金補助及び交付金281万5,000円ですが、一宮町新規需要米推進事業補助金として88万3,000円。これは飼料用米の作付農家が増えたことにより、対象面積が増加したものでございます。次の飼料用米等拡大支援事業補助金26万3,000円は、対象農家が新たに事業を拡大したことによるものでございます。その次の飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金145万7,000円は、もみ殻乾燥機等の導入費用の一部を補助するものでございます。次の、気象災害に強い果樹産地支援事業補助金21万2,000円は、梨農家が多目的防災網を整備するための補助でございます。対象は1件になります。

1つ飛ばしていただきまして、農地関係負担金・補助金の18節負担金補助及び交付金22万円ですが、網田土地改良区が実施しております用水路改修工事において、軟弱地盤など不測の状況が発生したため事業費が増加したものでございます。

次に、43ページをお願いいたします。

上から3項目め、排水施設維持管理事業の修繕料29万7,000円ですが、宮原排水機場1号ポンプの軸部分に破損が確認されたため改修するものでございます。

1つ飛ばしまして、道路新設改良事業の12節委託料の用地測量委託253万円は、町道2-4号線のモルタル吹きつけのり面に空洞が確認されたことから、改修に向けた測量を行うものでございます。次の、橋梁長寿命化修繕計画委託料とトンネル長寿命化修繕計画委託料、法面・土木構造物長寿命化修繕計画委託料の減額は、それぞれ入札による減でございまして、3事業合わせまして253万円を減額するものでございます。

次の、都市公園等維持管理事業の14節工事請負費20万6,000円は、望洋公園の老朽化した照明ポールを撤去するものでございます。

1つ飛ばしていただきまして、東浪見小学校管理運営事業の14節工事請負費79万8,000円は、東浪見小学校グラウンドの南側にあります木製の遊具が老朽化し危険な状況であるため、撤去するものでございます。

次に、45ページをお願いいたします。

学校管理運営事業の17節備品購入費20万6,000円につきましては、来年度入学予定生徒数に対し机や椅子の不足が見込まれることから、11セットを購入するものでございます。

次の、学校給食事業の修繕料10万7,000円は、給食室の食器洗浄機が漏水しているため、改修するものでございます。

次の、社会教育事務運営費の17節備品購入費41万円は、いちのみや号の安全運転のため冬用タイヤを購入するものでございます。

3つほど飛ばさせていただきまして、GSSセンター管理運営事業の修繕料10万5,000円につきましては、非常放送用の蓄電池を交換するものでございます。

その次の、14節工事請負費125万4,000円につきましては、経年劣化により高圧電線支持材において漏電の危険性が点検で確認されましたので、改修工事を行うものでございます。

次の、農業集落排水事業特別会計繰出金336万3,000円につきましては、原地区、東浪見地区、北部地区の3処理場において、電気代等の高騰による光熱水費の不足が見込まれることから、一般会計から繰り出しするものでございます。

次に、歳入についてご説明させていただきますので、34ページ、35ページにお戻りいただきたいと思っております。

16款国庫支出金の障害者自立支援給付費負担金は、訓練給付費分で2,114万8,000円でございます。障害者医療費負担金は、更生医療給付費分となっております、384万1,000円です。子どものための教育・保育給付交付金は、施設型給付分で273万円です。子育てのための施設等利用給付交付金は、認可外保育施設等利用給付等で9万6,000円です。次の、児童福祉費負担金24万1,000円は過年度分の追加交付となっております。その下、次の、児童手当負担金73万3,000円です。

次の、地域生活支援事業補助金27万2,000円は、日中一時支援、移動支援分の補助金となります。

次の、防災・安全社会資本整備総合交付金84万円は、町道2-4号線ののり面測量の補助金となります。

次に、17款県支出金の障害者自立支援給付費負担金は、県分の訓練給付費でございます。金額は1,058万1,000円です。障害者医療費負担金は、更生医療給付費分で192万1,000円です。

次の、子どものための教育・保育給付費負担金は115万9,000円です。次の、子どものための教育・保育給付費地方単独費用負担金は27万5,000円です。次の、子育てのための施設等利用給付費県費負担金は4万8,000円となっております。児童福祉費負担金12万円は、過年度分の、これも県分の追加となります。

次の、児童手当負担金は県分4万4,000円でございます。

次の、地域生活支援事業補助金13万6,000円、これも県分の負担です。ひとり親家庭医療費等助成事業補助金23万9,000円となっております。

次の、農業費補助金の飼料用米等拡大支援事業補助金26万3,000円につきましては、これは飼料用米の新規作付や拡大等による補助金でございます。次の気象災害に強い果樹産地支援事業補助金21万2,000円につきましては、多目的防災網の補助金でございます。次の飼料用米・加工用米等流通加速化事業補助金145万7,000円につきましては、もみ殻乾燥機等の購入補助でございます。

次の、住宅・土地統計調査単位区設定委託金1万3,000円は、調査区が増加した分の追加分でございます。

次の、生活のしづらさに関する調査交付金5万円は、全国在宅障害者等の実態調査に係る委託金でございます。

次の、繰越金3,019万6,000円につきましては、国・県等の財源のほか、なおかつ不足する部分を前年度繰越金で賄うものとなっております。

最後に、農林水産業費受託事業収入63万2,000円は、農地中間管理事業等業務委託料でございます。

以上、簡単ではございますが説明を終わりにさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） ちょっと歳出のところで質問します。

36ページのふるさと応援費で、支出の合計が2億2,020万9,000円になっていますけれども、これだけの支出があったということは、ふるさと応援基金は4億とか5億になっているのでしょうか。

○議長（鶴沢清永君） 質疑が終わりました。

答弁をお願いします。

企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） それでは大橋議員のご質問にお答えします。

こちらの、ただいま質問がありました36ページの歳出の2款1項9目、ふるさと応援費のこの金額につきましては、2億2,000万の内訳につきましては、これは積立金も含まれた全体の予算となっておりますので、積立金が結構大きく入っていますのでそれに加えて今年分の返礼品等の経費が加算されたものでございますので、そういったことで全体の事業費とい

うことで捉えていただけたらと思います。

よろしく申し上げます。

(「実際は、歳入に対する歳出はそんな金額じゃないということですね」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） 大橋議員、手を挙げてからお願いします。

5番、大橋照雄君。

○5番（大橋照雄君） そうしますと、実際は、歳入はそんなに多くはない1億何千万ぐらいなんですか。これだとほら2億2,000万円、要するに出ていっているの、私はてっきりふるさと納税の返礼品とかで使ったのかなという解釈しちゃったんですけども、実際は1億何千万ぐらいなんですか。

○議長（鵜沢清永君） 渡邊企画広報課長。

○企画広報課長（渡邊高明君） 歳入についても、大まかですがこの2億2,000万ということで、今設定してございます。

○議長（鵜沢清永君） ほかに質疑はありますか。

(発言する者なし)

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、議案第5号 令和4年度一宮町一般会計補正予算（第4次）議定について採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 続いて、日程第11、議案第6号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、議案第6号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定についてご説明させていただきます。

議案つづりの54ページをお開きください。

令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,757万5,000円とするものでございます。

それでは、初めに歳出からご説明いたします。

議案つづりの60、61ページをご覧ください。

昨今の電気料の高騰に伴いまして各施設の電気料に不足が見込まれるため、今回増額補正するものです。内訳としまして、原地区施設につきましては231万9,000円、東浪見地区の施設につきましては149万2,000円、北部地区の施設につきましては28万9,000円をそれぞれ増額するものです。

続きまして、歳入ですが、58、59ページをお開きください。

支出の増額分の財源につきましては、一般会計からの繰入金336万3,000円と前年度繰越金73万7,000円を充てるものでございます。

以上、簡単でございますが説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第6号 令和4年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎同意案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鵜沢清永君） 日程第12、同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第1号 一宮町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて提案理由のご説明を申し上げます。

議案つづり62ページをご覧ください。

一宮町教育委員会委員の立花亜由美さんが、令和5年1月28日をもって任期満了となります。そこで、同人を改めて任用いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

平成20年4月から、教育委員の構成には保護者である者を選任することが法律上の義務とされております。これを踏まえまして、立花さんは令和3年7月1日から、保護者代表として教育委員に任命されておられます。現在も学校行事や地域コミュニティーに対し深いご理解とご協力をいただき、積極的に学校支援にご尽力くださっております。

これまでの委員としてのご実績、そして、ご人格、ご識見も優れていらっしゃることから教育委員としてふさわしいと判断し、今回、2期目の議会のご同意をお願いいたしたく上程いたしますのでございます。どうぞよろしく願いをいたします。

○議長（鵜沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鵜沢清永君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りいたします。立花亜由美さんを一宮町教育委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鵜沢清永君） 起立多数。よって、立花亜由美さんを一宮町教育委員会委員に同意することに決しました。

◎同意案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（鶴沢清永君） 日程第13、同意案第2号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 同意案第2号 一宮町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての提案理由をご説明申し上げます。

今回、ご同意をお願いする方は、新地にお住まいの細谷俊夫さんです。

細谷さんは、平成22年12月22日から現在まで、固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。今回、5期目を引き続きお願いいたしたく存ずるものでございます。

選任の理由でございますが、細谷さんは平成11年8月に宅地建物取引士証を取得され、現在も不動産取引業務を中心とした事務に従事されております。固定資産評価審査委員会の委員に適任だと思われまますので、再度、ご同意をお願い申し上げるものでございます。

任期は令和4年12月22日から3年間であります。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（鶴沢清永君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は人事案件ですので、質疑、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鶴沢清永君） 異議なしと認め、質疑、討論を省略し直ちに採決いたします。

お諮りいたします。細谷俊夫さんを一宮町固定資産評価審査委員会委員とすることに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鶴沢清永君） 起立多数。よって、細谷俊夫さんを一宮町固定資産評価審査委員会委員に同意することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長（鶴沢清永君） 以上で本定例会の案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第4回一宮町議会定例会を閉会いたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時21分